

# 中央環境審議会環境保健部会（第41回）議事次第

平成31年1月29日（火）16:00～18:00

航空会館 7F 大ホール

## 1. 開会

## 2. 議事

（1）公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額等の改定について

### （2）報告事項

- ① 今後の化学物質対策の在り方について（PRTRについて）
- ② 平成29年度化学物質環境実態調査の結果について
- ③ 化学物質管理に係る最近の国際動向について
- ④ 化学物質の環境リスク初期評価（第17次取りまとめ）の結果について
- ⑤ 子供の健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について
- ⑥ 水銀に関する水俣条約締約国会議第2回会合（COP2）の結果について
- ⑦ 平成29年度水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告について
- ⑧ 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策について

### （3）その他

## 3. 閉会

(資料)

- 資料 1 中央環境審議会環境保健部会名簿
- 資料 2 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額等の改定について
- 資料 3 今後の化学物質対策の在り方について (PRTR について)
- 資料 4 平成 29 年度化学物質環境実態調査結果 (概要)
- 資料 5 化学物質管理に係る最近の国際動向について
- 資料 6 化学物質の環境リスク初期評価 (第 16 次取りまとめ) の結果について
- 資料 7 子供の健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) について
- 資料 8 水銀に関する水俣条約締約国会議第 2 回会合 (COP2) の結果について
- 資料 9 平成 29 年度水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告
- 資料 10 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策について
  
- 参考資料 1 中央環境審議会関係法令等
- 参考資料 2 環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について
- 参考資料 3 環境保健部の 2019 年度予算 (案) の概要

## 中央環境審議会環境保健部会名簿

(平成31年1月1日現在)

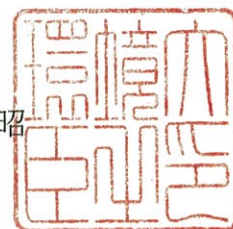
区分	氏名	現職
委員 (部会長)	岡田 光正	放送大学 理事・副学長
委員	大塚 直	早稲田大学 法学部教授
委員	岸本 卓巳	独立行政法人労働者健康安全機構アスベスト疾患研究・研修センター所長
委員	崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
委員	白石 寛明	国立研究開発法人国立環境研究所 客員研究員
委員	高村 ゆかり	東京大学 国際高等研究所 サステナビリティ学連携研究機構 教授
委員 (部会長代理)	新美 育文	明治大学法学部専任教授
委員	松永 和紀	科学ジャーナリスト
委員	松本 吉郎	公益社団法人日本医師会常任理事
臨時委員	赤淵 芳宏	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
臨時委員	浅野 直人	福岡大学名誉教授
臨時委員	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
臨時委員	今村 聡	医療法人社団聡伸会 今村医院 院長
臨時委員	大平 隆	(一社) 日本自動車工業会環境委員会副委員長 いすゞ自動車(株) 取締役専務執行役員
臨時委員	小熊 栄	日本労働組合総連合会総合政策局社会政策局長
臨時委員	河上 豊	電気事業連合会環境専門委員会委員長 関西電力株式会社エネルギー・環境企画室 環境企画担当室長
臨時委員	川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
臨時委員	菅野 純	独立行政法人労働者健康安全機構日本バイオアッセイ研究センター所長
臨時委員	楠井 隆史	富山県立大学工学部環境工学科教授
臨時委員	小山 次朗	国立大学法人鹿児島大学名誉教授
臨時委員	鈴木 規之	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究センター長
臨時委員	高岡 昌輝	国立大学法人京都大学大学院地球環境学堂教授
臨時委員	田辺 信介	国立大学法人愛媛大学特別荣誉教授・沿岸環境科学研究センター教授
臨時委員	田村 猛夏	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター副院長
臨時委員	成田 睦夫	(一社) 日本化学工業協会環境安全委員会委員長 旭化成(株) 常務執行役員兼製造統括本部長
臨時委員	新田 裕史	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究センター フェロー
臨時委員	廣島 健三	東京女子医科大学附属八千代医療センター病理診断科教授
臨時委員	細見 正明	東京農工大学工学研究院化学システム工学科教授

諮 問 第 5 0 2 号  
環 保 企 発 第 1 8 1 2 2 5 5 号  
平 成 3 0 年 1 2 月 2 5 日

中央環境審議会

会長 武内 和彦 殿

環境大臣 原田 義昭



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額  
及び遺族補償標準給付基礎月額の改定について（諮問）

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額  
及び遺族補償標準給付基礎月額を平成31年4月分から別記のとおり改定する  
ことについて、同法第26条第2項及び第31条第2項の規定に基づき貴審議  
会の意見を求める。

(別記)

平成31年度障害補償標準給付基礎月額

(単位：千円)

年 齡 階 層	性 別	
	男	女
3 0 ～ 3 4	2 6 8 . 0	2 1 1 . 7
3 5 ～ 3 9	2 9 5 . 3	2 1 9 . 7
4 0 ～ 4 4	3 2 0 . 8	2 2 6 . 4
4 5 ～ 4 9	3 4 6 . 5	2 3 1 . 2
5 0 ～ 5 4	3 6 6 . 3	2 3 1 . 5
5 5 ～ 5 9	3 5 3 . 2	2 2 3 . 9
6 0 ～ 6 4	2 4 9 . 7	1 8 6 . 1
6 5 ～ 6 9	2 2 2 . 5	1 8 0 . 0
7 0 ～	2 2 5 . 1	1 8 5 . 4

平成31年度遺族補償標準給付基礎月額

(単位：千円)

年 齡 階 層	性 別	
	男	女
3 0 ～ 3 4	2 3 4 . 5	1 8 5 . 2
3 5 ～ 3 9	2 5 8 . 4	1 9 2 . 2
4 0 ～ 4 4	2 8 0 . 7	1 9 8 . 1
4 5 ～ 4 9	3 0 3 . 2	2 0 2 . 3
5 0 ～ 5 4	3 2 0 . 6	2 0 2 . 5
5 5 ～ 5 9	3 0 9 . 0	1 9 5 . 9
6 0 ～ 6 4	2 1 8 . 5	1 6 2 . 8
6 5 ～ 6 9	1 9 4 . 7	1 5 7 . 5
7 0 ～	1 9 7 . 0	1 6 2 . 3



中環審第 1057 号  
平成 30 年 12 月 25 日

中央環境審議会 環境保健部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額  
及び遺族補償標準給付基礎月額の改定について（付議）

平成 30 年 12 月 25 日付け諮問第 502 号をもって環境大臣より、当審議会に対  
してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定  
に基づき、環境保健部会に付議する。

(参照条文)

○公害健康被害の補償等に関する法律  
(昭和四十八年十月五日法律第百十一号)

(障害補償費の額)

第二十六条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額（指定疾病による障害の程度が前条第一項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあつては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額）とする。

2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。

(遺族補償費の額)

第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

2 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて定める。

3 (略)

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令  
(昭和四十九年八月二十日政令第百九十五号)

(障害補償標準給付基礎月額の算定方法)

第十二条 障害補償標準給付基礎月額は、法第四条第一項又は第二項の認定を受けた者（法第六条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定者」という。）の性別及び環境大臣の定める年齢階層別に区分して、毎年度定めるものとする。

(遺族補償標準給付基礎月額の算定方法)

第十七条 遺族補償標準給付基礎月額は、死亡した被認定者又は法第六条の規定による申請に基づいて行われた認定に係る死亡者の性別及び環境大臣の定める年齢階層別に区分して、毎年度定めるものとする。

## ○公害健康被害補償法の実施に係る重要事項について（抄）

（昭和49年8月12日 中央公害対策審議会答申）

### 6 標準給付基礎月額の算定について

- (1) 障害補償費及び遺族補償費の標準給付基礎月額は、「賃金構造基本統計調査報告」を用いて、性別及び年齢階層別に区分して定めることが適当である。世帯主、世帯員の別を設けることは、世帯員の給付水準を引き下げる要因にもなりかねず、制度として定型化を行う以上、全労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金を基礎として標準給付基礎月額を定めることはやむを得ないものとする。
  - (2) 給付水準は、障害補償費にあつては「賃金構造基本統計調査報告」による労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金の八〇パーセント、遺族補償費にあつては七〇パーセントとすることが適当である。
  - (3) 標準給付基礎月額は、毎年定めるべきであるとする。この場合、その算定の基礎となる賃金は、前年の賃金実績（注）によることとし、その基礎となるデータは労働省の「賃金構造基本統計調査報告」及び同省の「春闘による賃金引上げ状況調査報告」を用いることとする。

なお、初年度である昭和四十九年度においては、制度の実施時期（同年九月）との関係で同年度の賃金の動向が推定できるところから、四十八年の賃金実績に四十九年の賃金の動向を織り込み補正を加えたものを基礎として標準給付基礎月額を算定するものとする。従つて、昭和五十年年度の標準給付基礎月額は、昭和四十九年度の場合と同額となる。
- （注）「前年の賃金実績」を基礎とするのは次の理由による。即ち本制度では単一年度収支均衡の建前をとり、収支の見込額は年度開始前に決定することとしている。従つてその年度の障害補償費の算定の基礎となる標準給付基礎月額は年度開始前に決定し、告示する必要がある。この場合、その時点で得られる賃金に関するデータは、前々年の「賃金構造基本統計調査報告」（実績が公表されるのは翌年の六月ないし七月）と前年の「春闘による賃金引上げ状況調査報告」であるので、これから「前年の賃金実績」を求め、その実績を基礎としてその年度の標準給付基礎月額を算定することになる。
- (4) 年齢階層の区分は原則として五歳きざみとするが、二〇歳未満の者にあつては一五～一七歳、一八・一九歳とすることが実情にかなつた方法であるとする。「賃金構造基本統計調査報告」では把握されていない六五歳以上の者については、老齢化に伴う労働能力の減退をどう考えるかという問題はあるとしても一つのグループとして取り扱つてよいとする。



公健法に基づいて認定されているぜん息等の公害健康被害補償患者等に対して給付する障害補償標準給付基礎月額・遺族補償標準給付基礎月額について

## 1. 障害補償標準給付基礎月額

被認定者の指定疾病による障害の程度に応じて支給する障害補償費の算定の基礎となる額。性別・年齢階層別に定める。

区分	障 害 の 程 度	給付率
特級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し、かつ、当該指定疾病につき常時介護を必要とするもの	1.0
1級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受けるか、又は労働してはならず、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	1.0
2級	労働に著しい制限を受け、日常生活に制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加え、日常生活に制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.5
3級	労働に制限を受け、日常生活にやや制限を受けるか、又は労働に制限を加え、日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態で、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.3

(出典：公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条)

## 2. 遺族補償標準給付基礎月額

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、被認定者の遺族に対して支給する遺族補償費及び遺族補償一時金の算定の基礎となる額。性別・年齢階層別に定める。

厚生労働省賃金構造基本統計調査報告（実績）の産業計  
企業規模別計、学歴計「きまって支給する現金給与額」

※（ ）内は平成28年値

（単位：千円）

		平成29年	
男女計、年齢計		333.8	(333.7)
(対前年アップ率)		0.0%	(0.1%)
年齢計		男子	女子
		371.3 (370.9)	263.6 (262.7)
(年齢階層)			
～	19	204.3 (198.4)	181.0 (180.6)
20	～ 24	242.3 (239.9)	219.4 (215.6)
25	～ 29	288.9 (287.5)	247.2 (246.9)
30	～ 34	333.9 (332.4)	262.2 (264.7)
35	～ 39	368.0 (367.8)	272.1 (272.6)
40	～ 44	399.8 (401.2)	280.4 (281.1)
45	～ 49	431.8 (438.1)	286.4 (286.9)
50	～ 54	456.5 (456.8)	286.7 (286.7)
55	～ 59	440.1 (438.6)	277.6 (274.0)
60	～ 64	311.1 (308.5)	234.4 (227.5)
65	～ 69	274.7 (284.0)	227.7 (219.4)
70	～	280.5 (275.6)	234.8 (225.9)

(注) 平成20年調査から65歳以上の年齢階層の区分が変更され、65歳から69歳、70歳以上の区分とされた。

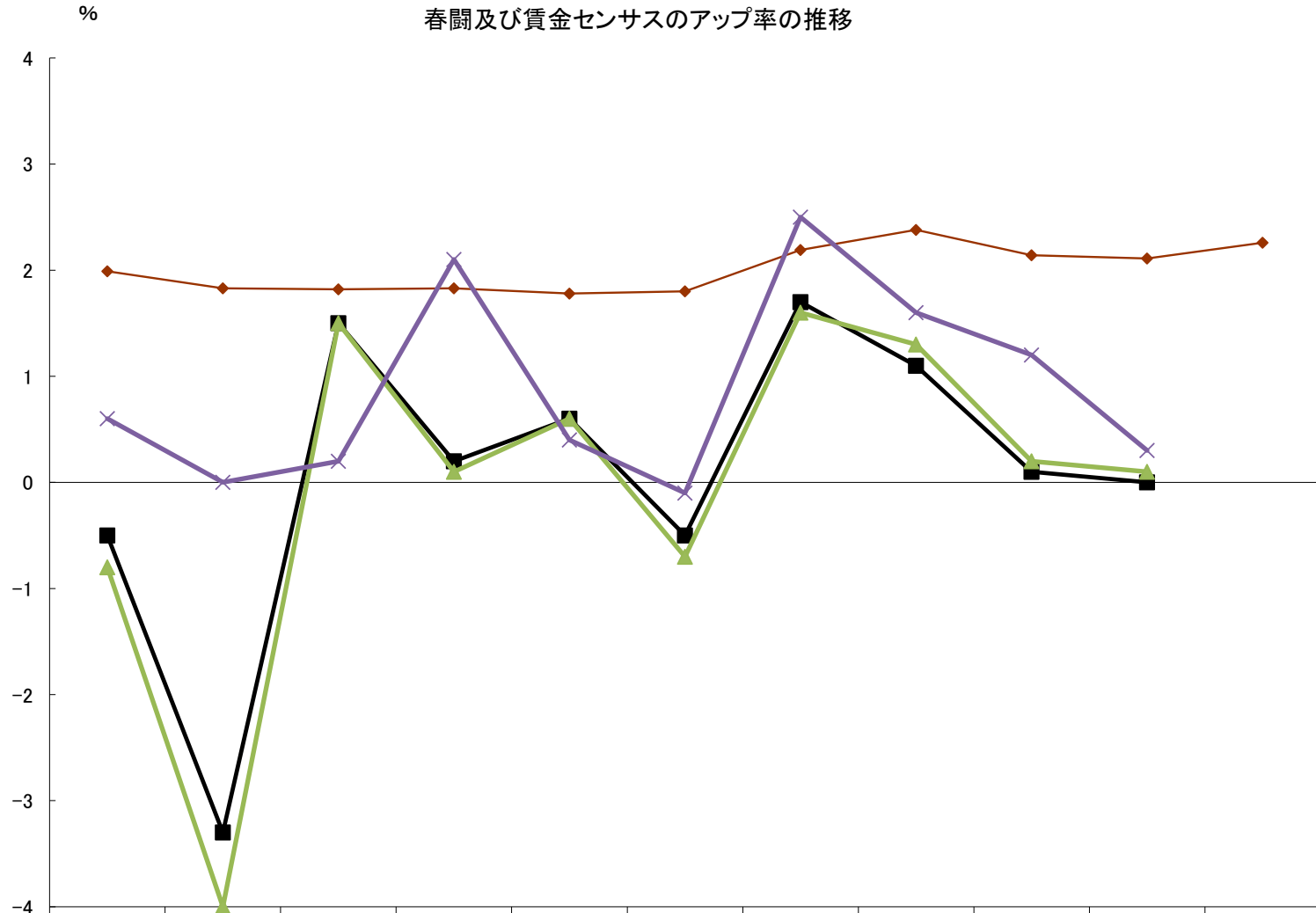
厚生労働省賃金構造基本統計調査報告（実績）の対前年増減表

（単位：千円）

	平成29年			
男女計、年齢計	0.1			
（対前年アップ率）	0.0%			
年齢計	男子		女子	
	0.4	0.1%	0.9	0.3%
（年齢階層）	（千円）	（%）	（千円）	（%）
～ 19	5.9	3.0%	0.4	0.2%
20 ～ 24	2.4	1.0%	3.8	1.8%
25 ～ 29	1.4	0.5%	0.3	0.1%
30 ～ 34	1.5	0.5%	▲ 2.5	▲ 0.9%
35 ～ 39	0.2	0.1%	▲ 0.5	▲ 0.2%
40 ～ 44	▲ 1.4	▲ 0.3%	▲ 0.7	▲ 0.2%
45 ～ 49	▲ 6.3	▲ 1.4%	▲ 0.5	▲ 0.2%
50 ～ 54	▲ 0.3	▲ 0.1%	0.0	0.0%
55 ～ 59	1.5	0.3%	3.6	1.3%
60 ～ 64	2.6	0.8%	6.9	3.0%
65 ～ 69	▲ 9.3	▲ 3.3%	8.3	3.8%
70 ～	4.9	1.8%	8.9	3.9%

（注）平成20年調査から65歳以上の年齢階層の区分が変更され、65歳から69歳、70歳以上の区分とされた。

春闘及び賃金センサスのアップ率の推移



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
◆ 春闘アップ率	1.99	1.83	1.82	1.83	1.78	1.80	2.19	2.38	2.14	2.11	2.26
■ 賃金センサスアップ率(男女計)	-0.5	-3.3	1.5	0.2	0.6	-0.5	1.7	1.1	0.1	0.0	
▲ 賃金センサスアップ率(男子)	-0.8	-4.0	1.5	0.1	0.6	-0.7	1.6	1.3	0.2	0.1	
× 賃金センサスアップ率(女子)	0.6	0.0	0.2	2.1	0.4	-0.1	2.5	1.6	1.2	0.3	

(注) 春闘…民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況  
賃金センサス…賃金構造基本統計調査報告

## 標準給付基礎月額（障害補償費・遺族補償費）の算定方法について

### 1 標準給付基礎月額の算定方法

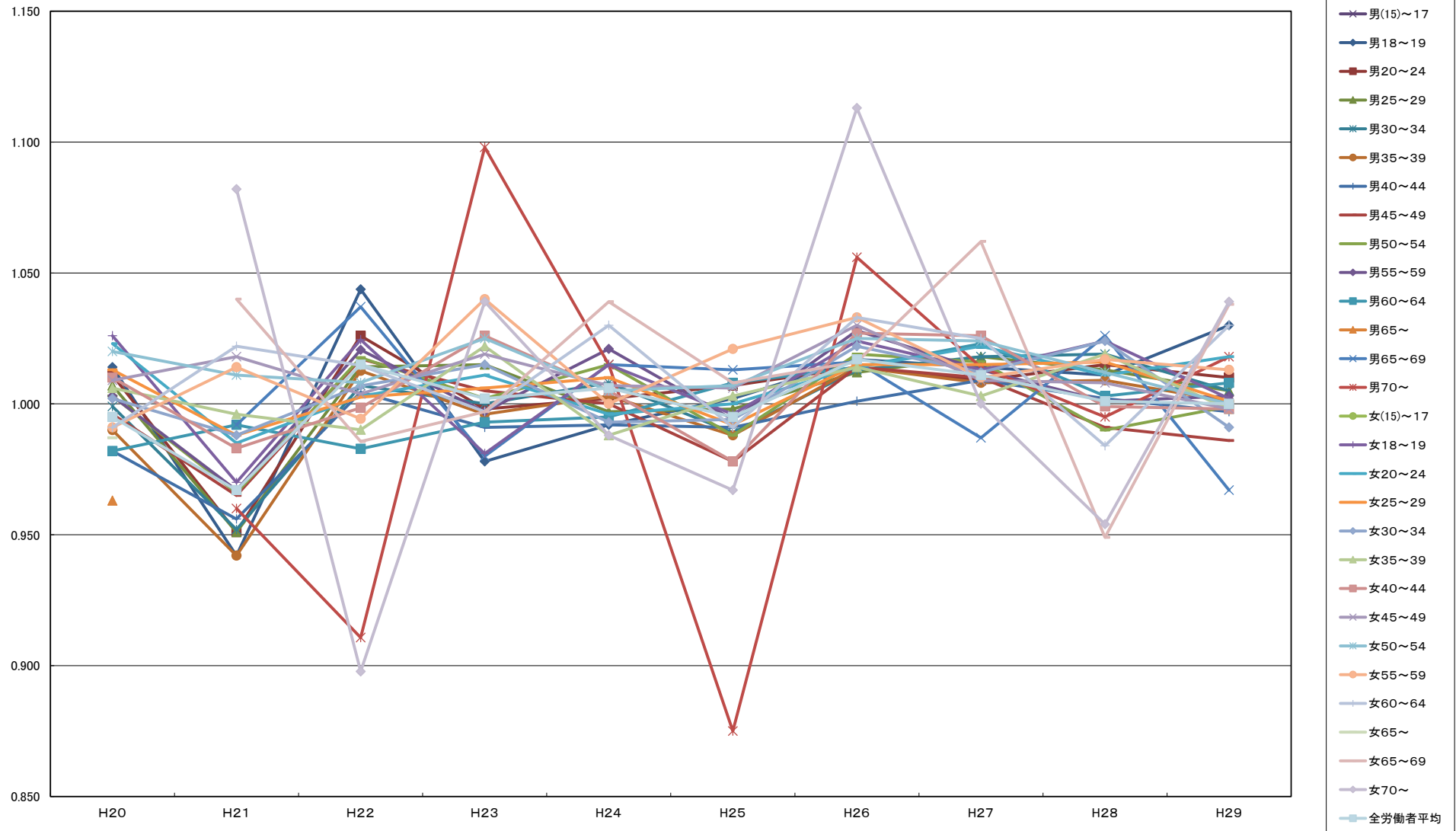
障害補償標準給付基礎月額の算定は、前々年の賃金センサスによる労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金の80%（遺族補償の月額にあつては70%）に、前年の賃金推計アップ率を乗じて算出する。

また、激変緩和措置として、平成14年度改定から、賃金センサス全体の推移と2.5%以上乖離している年齢階層については、翌年そのズレを戻す傾向にあることが統計的に有意であったことから、回帰分析手法を用いて補正して改定額を算定している。さらに、平成21年度改定から、前年の標準給付基礎月額から2%以上増減していた年齢階層については、その増減率をプラスマイナス2%としている。

### 2 賃金推計アップ率の算出

賃金推計アップ率の算出に当たり、賃金水準の変動は男女間に差異があることから、現実の賃金水準の変動を推計アップ率により反映させるため、平成26年度改定から、賃金センサスを用いて、男女別に賃金推計アップ率を算出している。

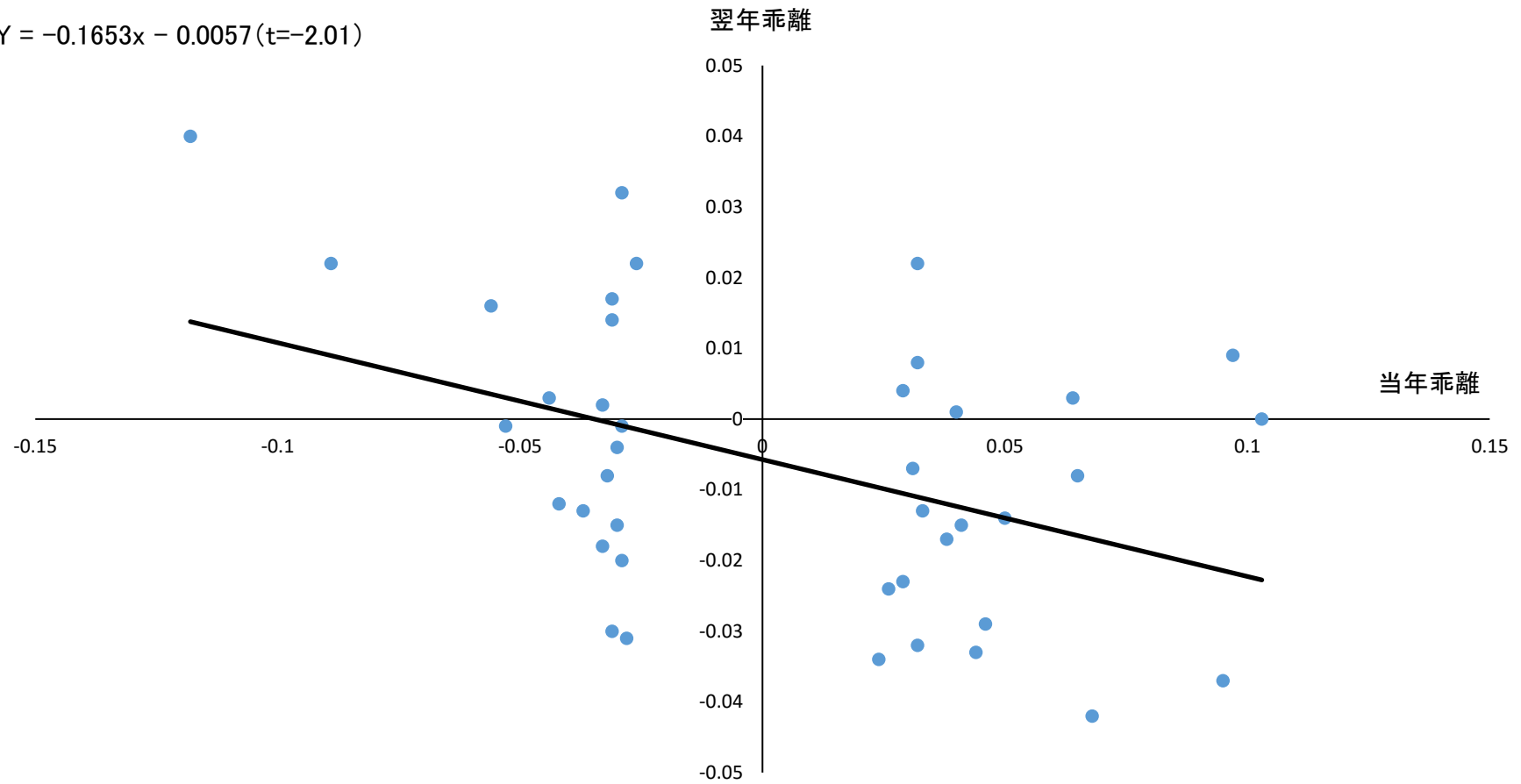
# 賃金アップ率のトレンドグラフ



年齢階層別賃金センサスアップ率における全労働者平均アップ率から当年乖離(X)と翌年乖離(Y)との相関分析概要(男子)  
 (統計的手法(回帰分析)に基づくデータ処理後の分析結果)

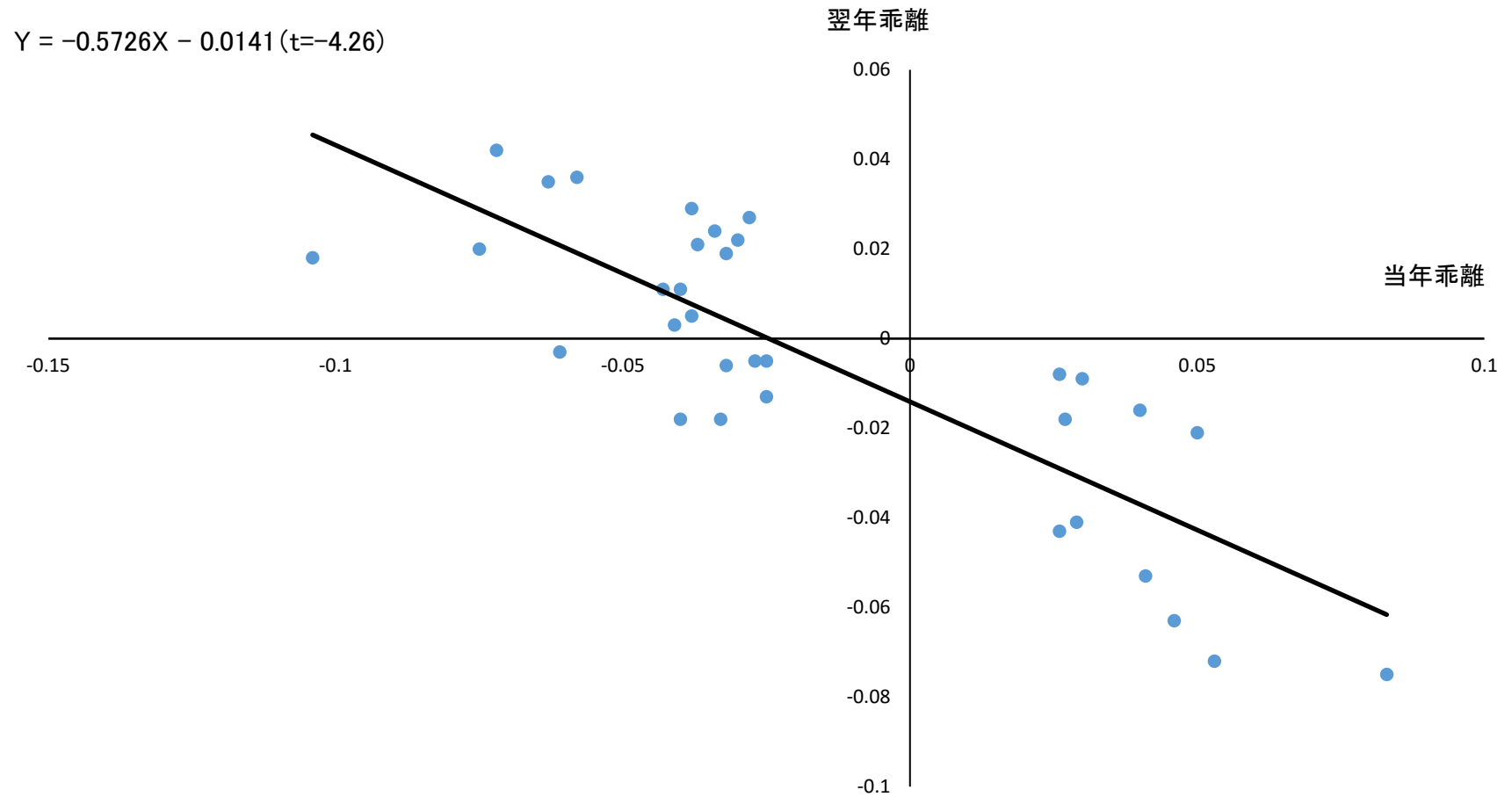
統計数値	
相関R	0.43
t	-2.01

$Y = -0.1653x - 0.0057 (t=-2.01)$



年齢階層別賃金センサスアップ率における全労働者平均アップ率から当年乖離(X)と翌年乖離(Y)との相関分析概要(女子)  
 (統計的手法(回帰分析)に基づくデータ処理後の分析結果)

統計数値	
相関R	0.83
t	-4.26





平成31年度 障害補償標準給付基礎月額試算（案）

賃金構造基本統計調査報告の実績値				
	H28（千円）	H29（千円）	増減額（千円）	増減率（%）
全労働者平均	333.7	333.8	0.1	0.0
男子	370.9	371.3	0.4	0.1
女子	262.7	263.6	0.9	0.3

賃金推計アップ率	
男子	0.3%
女子	0.9%

H31障害補償標準給付基礎月額

	年齢階層	H28賃金構造 基本統計 調査報告	H29賃金構造 基本統計 調査報告	増減額	増減率	増減率 (男女別平均) との乖離	H30障害補償 標準給付 基礎月額	賃金推計	回帰分析後	増減額	増減率	上下2%緩和措置	
								アップ率を加算 (補正前)	(補正後)				
男	30～34	332.4	333.9	1.5	0.5%	0.4%	266.8	268.0		1.2	0.4%		
	35～39	367.8	368.0	0.2	0.1%	△0.0%	295.2	295.3		0.1	0.0%		
	40～44	401.2	399.8	△1.4	△0.3%	△0.4%	322.0	320.8		△1.2	△0.4%		
	45～49	438.1	431.8	△6.3	△1.4%	△1.5%	351.6	346.5		△5.1	△1.5%		
	50～54	456.8	456.5	△0.3	△0.1%	△0.2%	366.6	366.3		△0.3	△0.1%		
	55～59	438.6	440.1	1.5	0.3%	0.2%	352.0	353.2		1.2	0.3%		
	60～64	308.5	311.1	2.6	0.8%	0.7%	247.6	249.7		2.1	0.8%		
女子	65～69	284.0	274.7	△9.3	△3.3%	△3.4%	227.0	220.5	220.5	△6.5	△2.9%	222.5	△2.0%
	70～	275.6	280.5	4.9	1.8%	1.7%	221.2	225.1		3.9	1.8%		
	30～34	264.7	262.2	△2.5	△0.9%	△1.2%	212.7	211.7		△1.0	△0.5%		
	35～39	272.6	272.1	△0.5	△0.2%	△0.5%	220.1	219.7		△0.4	△0.2%		
	40～44	281.1	280.4	△0.7	△0.2%	△0.5%	227.2	226.4		△0.8	△0.4%		
	45～49	286.9	286.4	△0.5	△0.2%	△0.5%	231.9	231.2		△0.7	△0.3%		
	50～54	286.7	286.7	0.0	0.0%	△0.3%	230.5	231.5		1.0	0.4%		
55～59	274.0	277.6	3.6	1.3%	1.0%	219.5	224.1		4.6	2.1%	223.9	2.0%	
女子	60～64	227.5	234.4	6.9	3.0%	2.7%	184.8	189.3	186.1	1.3	0.7%		
	65～69	219.4	227.7	8.3	3.8%	3.5%	180.5	183.8	180.0	△0.5	△0.3%		
	70～	225.9	234.8	8.9	3.9%	3.6%	184.1	189.6	185.4	1.3	0.7%		

	年齢階層	② 補正係数 (a)	③ 切片 (b)	④ H29乖離差 (X)	⑥ H30年賃金推計アップ率	
					⑦ H30乖離差(Y)	⑧ H30賃金推計 アップ率を補正
男子	65～69	-0.16525	-0.00573	-0.034	-0.0001	100.3%
	60～64	-0.57264	-0.00141	0.027	-0.0169	99.2%
女子	65～69	-0.57264	-0.00141	0.035	-0.0215	98.8%
	70～	-0.57264	-0.00141	0.036	-0.0220	98.7%

⑬ ⑭ ⑮

平成31年度 遺族補償標準給付基礎月額試算（案）

賃金構造基本統計調査報告の実績値				
	H28 (千円)	H29 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
全労働者平均	333.7	333.8	0.1	0.0
男子	370.9	371.3	0.4	0.1
女子	262.7	263.6	0.9	0.3

賃金推計アップ率	
男子	0.3%
女子	0.9%

H31遺族補償標準給付基礎月額

	年齢階層	H28賃金構造 基本統計 調査報告	H29賃金構造 基本統計 調査報告	増減額	増減率	増減率 (男女別平均) との乖離	H30遺族補償 標準給付 基礎月額	賃金推計	回帰分析後	増減額	増減率	上下2%緩和措置	
								アップ率を 加算 (補正前)	(補正後)				
男 子	30 ~ 34	332.4	333.9	1.5	0.5%	0.4%	233.4	234.5		1.1	0.5%		
	35 ~ 39	367.8	368.0	0.2	0.1%	△0.0%	258.3	258.4		0.1	0.0%		
	40 ~ 44	401.2	399.8	△1.4	△0.3%	△0.4%	281.7	280.7		△1.0	△0.4%		
	45 ~ 49	438.1	431.8	△6.3	△1.4%	△1.5%	307.6	303.2		△4.4	△1.4%		
	50 ~ 54	456.8	456.5	△0.3	△0.1%	△0.2%	320.8	320.6		△0.2	△0.1%		
	55 ~ 59	438.6	440.1	1.5	0.3%	0.2%	308.0	309.0		1.0	0.3%		
	60 ~ 64	308.5	311.1	2.6	0.8%	0.7%	216.6	218.5		1.9	0.9%		
65 ~ 69	284.0	274.7	△9.3	△3.3%	△3.4%	198.6	192.9	192.9	△5.7	△2.9%	194.7	△2.0%	
70 ~	275.6	280.5	4.9	1.8%	1.7%	193.5	197.0		3.5	1.8%			
女 子	30 ~ 34	264.7	262.2	△2.5	△0.9%	△1.2%	186.1	185.2		△0.9	△0.5%		
	35 ~ 39	272.6	272.1	△0.5	△0.2%	△0.5%	192.5	192.2		△0.3	△0.2%		
	40 ~ 44	281.1	280.4	△0.7	△0.2%	△0.5%	198.8	198.1		△0.7	△0.4%		
	45 ~ 49	286.9	286.4	△0.5	△0.2%	△0.5%	202.9	202.3		△0.6	△0.3%		
	50 ~ 54	286.7	286.7	0.0	0.0%	△0.3%	201.6	202.5		0.9	0.4%		
	55 ~ 59	274.0	277.6	3.6	1.3%	1.0%	192.0	196.1		4.1	2.1%	195.9	2.0%
	60 ~ 64	227.5	234.4	6.9	3.0%	2.7%	161.7	165.6	162.8	1.1	0.7%		
65 ~ 69	219.4	227.7	8.3	3.8%	3.5%	157.7	160.9	157.5	△0.2	△0.1%			
70 ~	225.9	234.8	8.9	3.9%	3.6%	160.9	165.9	162.3	1.4	0.9%			

	年齢階層	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
		修正係数 (a)	切片 (b)	H29乖離差 (X)	H30年賃金推計アップ率		H30乖離差(Y)	H30賃金推計 アップ率を補正				
男子	65 ~ 69	-0.16525	-0.00573	-0.034	-0.0001	100.3%						
女子	60 ~ 64	-0.57264	-0.00141	0.027	-0.0169	99.2%						
	65 ~ 69	-0.57264	-0.00141	0.035	-0.0215	98.8%						
	70 ~	-0.57264	-0.00141	0.036	-0.0220	98.7%						

⑬ ⑭ ⑮

1. 障害補償標準給付基礎月額額の改定

(単位：千円)

年齢階層	男子			女子		
	30年度	31年度	アップ率	30年度	31年度	アップ率
30～34	266.8	268.0	0.4%	212.7	211.7	△0.5%
35～39	295.2	295.3	0.0%	220.1	219.7	△0.2%
40～44	322.0	320.8	△0.4%	227.2	226.4	△0.4%
45～49	351.6	346.5	△1.5%	231.9	231.2	△0.3%
50～54	366.6	366.3	△0.1%	230.5	231.5	0.4%
55～59	352.0	353.2	0.3%	219.5	223.9	2.1%→2.0%
60～64	247.6	249.7	0.8%	184.8	186.1	0.7%
65～69	227.0	222.5	△2.9%→△2.0%	180.5	180.0	△0.3%
70～	221.2	225.1	1.8%	184.1	185.4	0.7%
平均アップ率	△0.1%			0.2%		

男女計平均アップ率 0.1%

2. 遺族補償標準給付基礎月額額の改定

(単位：千円)

年齢階層	男子			女子		
	30年度	31年度	アップ率	30年度	31年度	アップ率
30～34	233.4	234.5	0.5%	186.1	185.2	△0.5%
35～39	258.3	258.4	0.0%	192.5	192.2	△0.2%
40～44	281.7	280.7	△0.4%	198.8	198.1	△0.4%
45～49	307.6	303.2	△1.4%	202.9	202.3	△0.3%
50～54	320.8	320.6	△0.1%	201.6	202.5	0.4%
55～59	308.0	309.0	0.3%	192.0	195.9	2.1%→2.0%
60～64	216.6	218.5	0.9%	161.7	162.8	0.7%
65～69	198.6	194.7	△2.9%→△2.0%	157.7	157.5	△0.1%
70～	193.5	197.0	1.8%	160.9	162.3	0.9%
平均アップ率	△0.0%			0.3%		

男女計平均アップ率 0.1%

[参考]年齢階層別被認定者数比率（平成30年9月末）

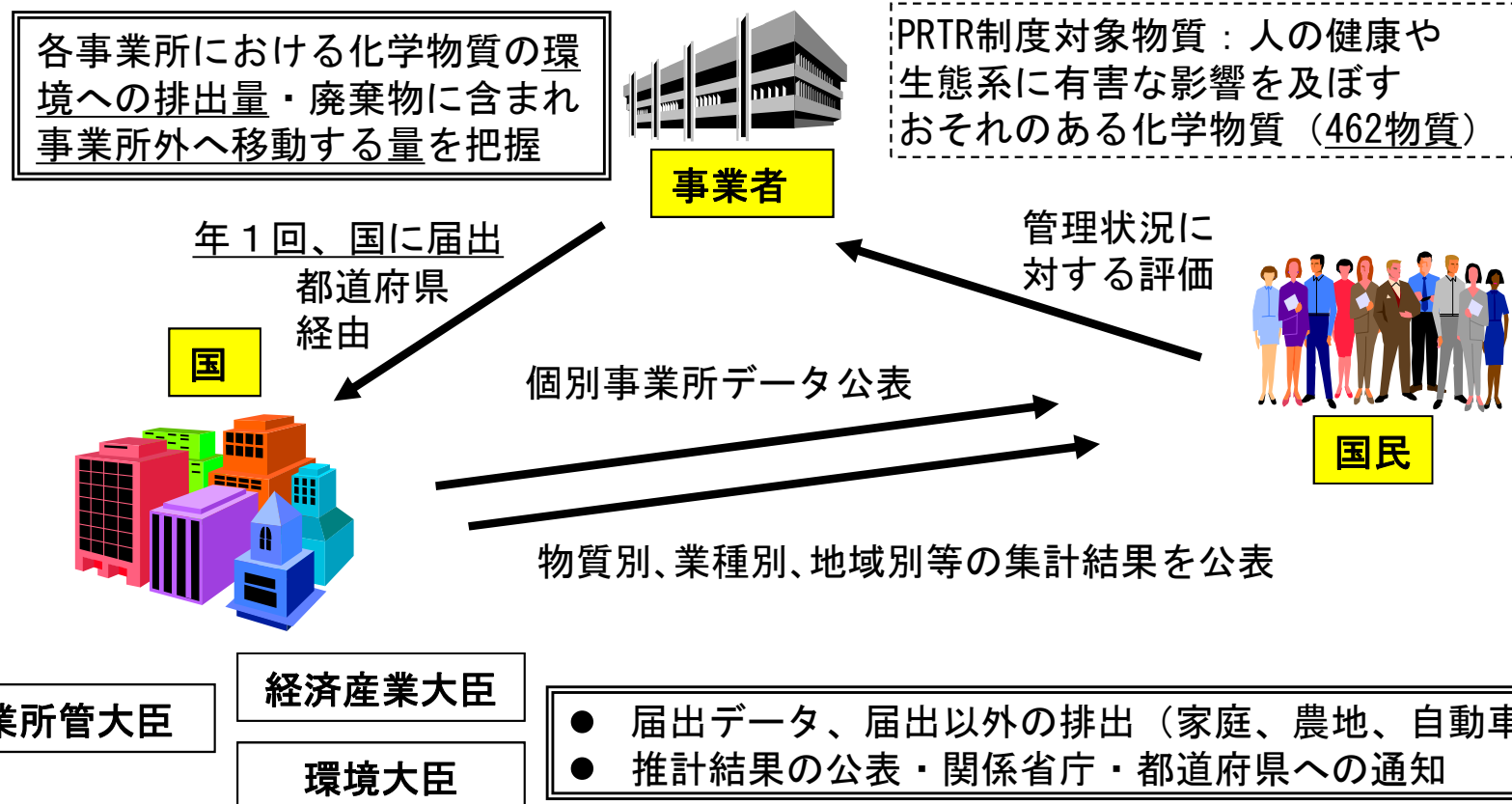
年齢階層	被認定者数比率
30～34	4.8%
35～39	12.6%
40～44	16.0%
45～49	13.2%
50～54	7.5%
55～59	4.4%
60～64	4.1%
65～69	5.7%
70～	31.7%

被認定者の総数は 32,398人

# 今後の化学物質対策の在り方について（PRTRについて）

## PRTR制度の概要

- 化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）
- 経緯：平成11年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）に基づき導入
- 目的：事業者による化学物質の自主的な管理の改善促進及び環境の保全上の支障を未然に防止



## 化管法の見直し

規制改革会議における見直し時期（平成30年度）を迎え、見直し検討中。

（参考：前回改正）

○平成20年11月に化管法施行令を改正

- PRTR対象物質：354物質から462物質に変更
- PRTR対象業種：医療業を追加

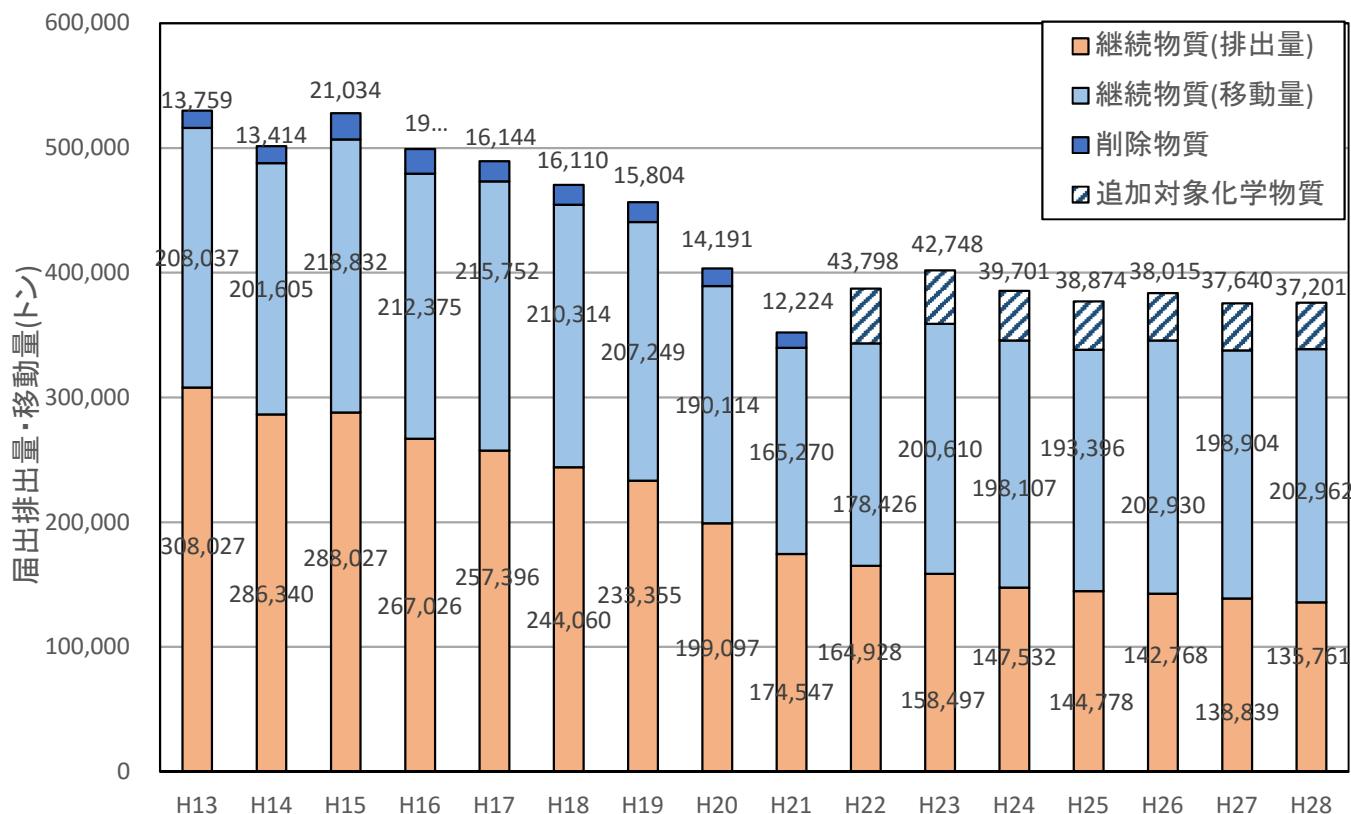
→平成22年度データの把握・届出から適用（平成23年度に集計・公表）

○個別の事業所から届け出られたPRTRデータの公表について、従来の開示請求方式に加え、国による公表方式を追加（平成21年2月から実施）

# 【参考】PRTR制度：施行状況

## ①平成13～28年度 届出排出量・移動量の経年変化

○対象化学物質の環境への排出量・廃棄物等としての移動量は全体として減少傾向。  
 → 環境法としての成果をあげてきている。



○法施行後継続して届出対象物質である276物質（継続物質）を対象として集計した平成28年度の総届出排出量・移動量は、339千トン（対前年度0.3%増加）

○このうち、届出排出量は136千トンであり、制度開始当初より、ほぼ一貫して減少

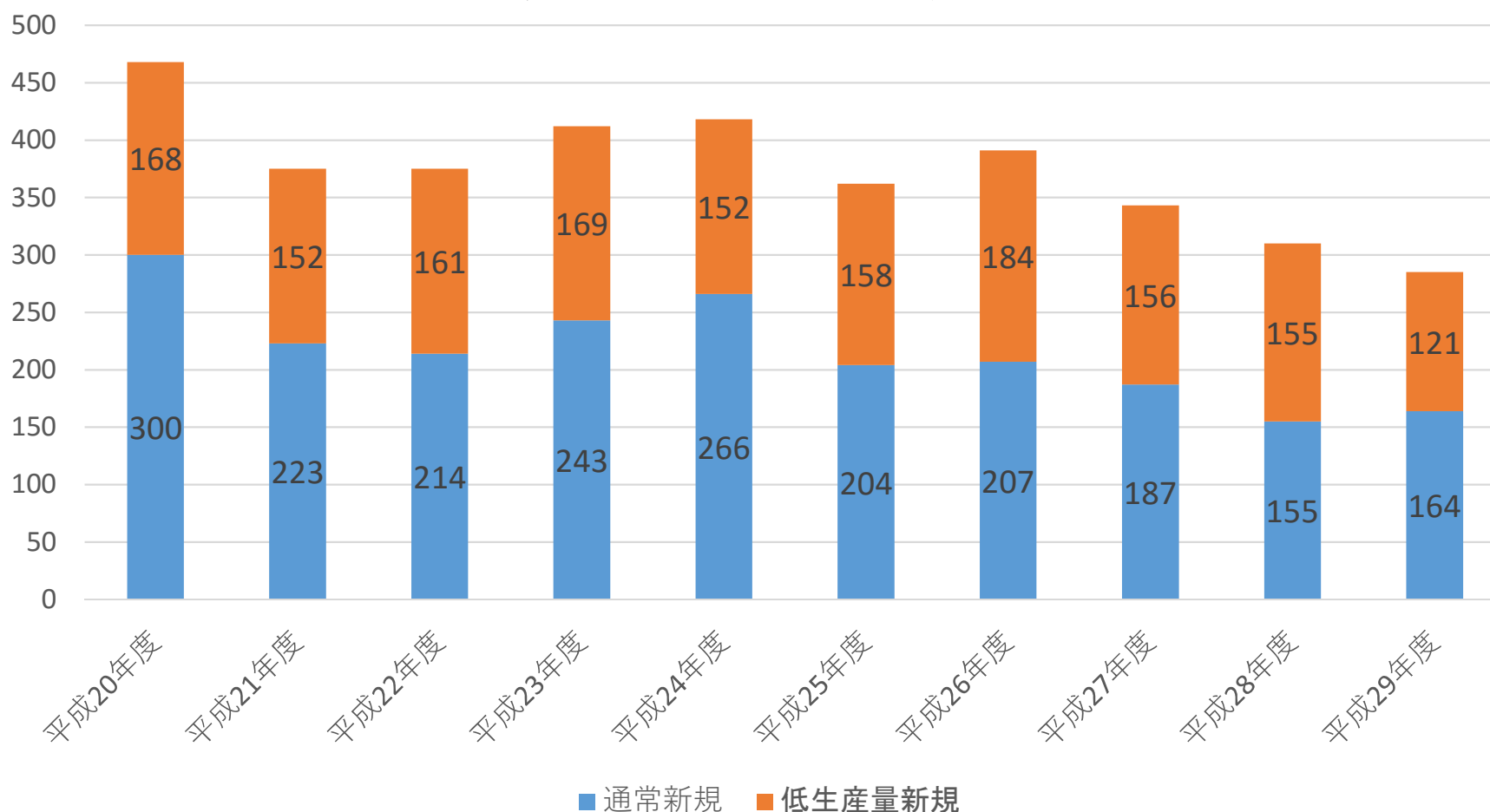
○平成28年度と初年度（13年度）を比較すると、34%の減少

## ②化学物質の推移

○平成28年度において、届出排出量・移動量及び推計排出量が0の物質は34物質。

○直近10年で、新規化学物質として届け出られた物質数の合計はのべ3739。

新規化学物質の届出物質数の推移



➡ 対象物質の見直しが必要

### ③特別要件施設について

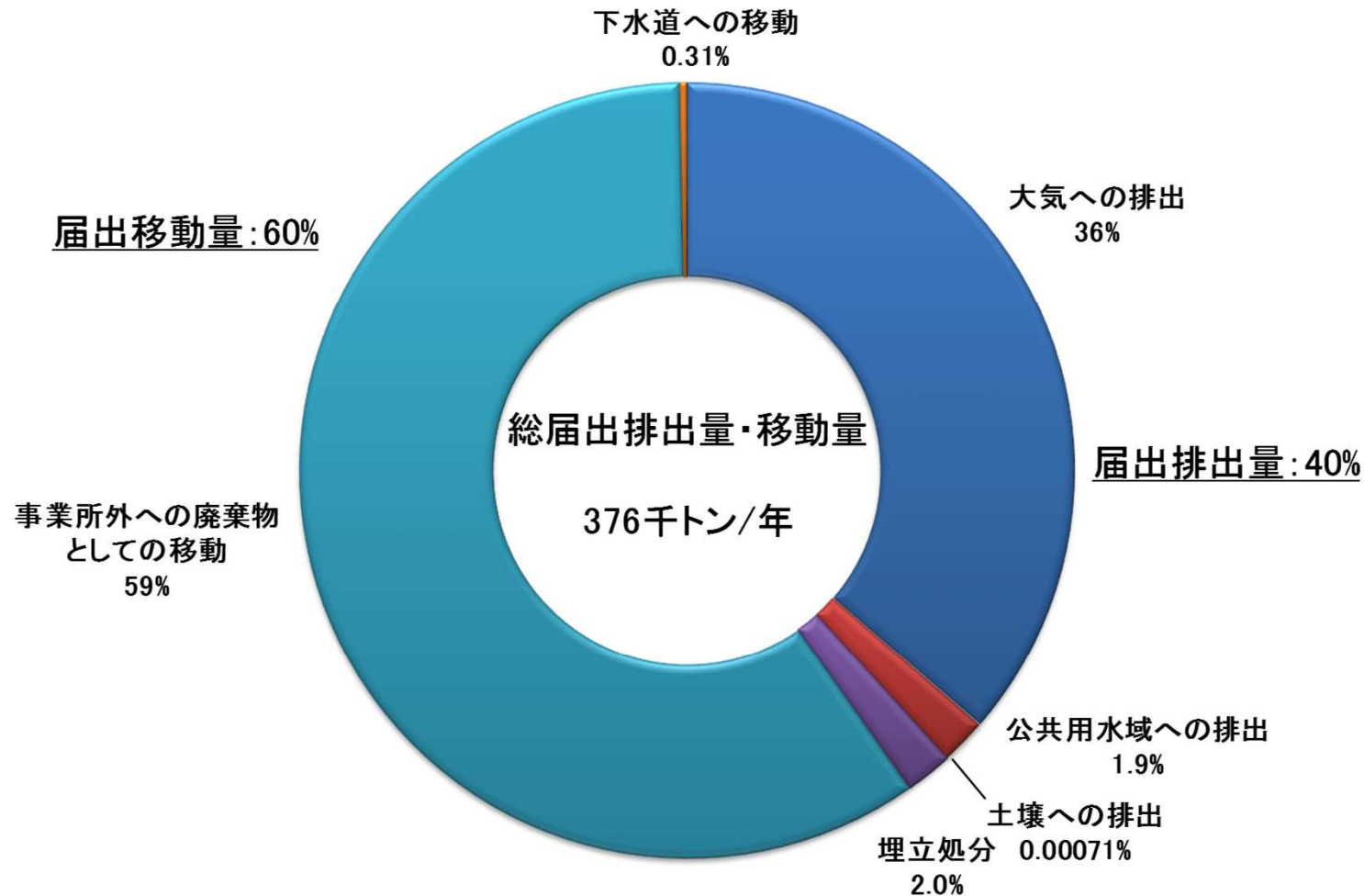
- 取扱量の把握が困難である等の特殊性が認められる事業者（特別要件施設）においては、化学物質の測定が他法令により義務づけられている対象物質のみについて届出義務を課される。なお、当該届出義務については、対象業種及び雇用人数の要件は適用される一方、取扱量要件は撤廃される。
- 特別要件施設は、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、鉱山保安法第13条第1項に該当する施設（金属鉱業など）、ダイオキシン類特別措置法に規定する特定施設が指定されている。
- 「水銀及びその化合物」は、PRTR届出対象物質の一つであるが、水銀に関する水俣条約（平成29年8月発効）を担保するため、平成27年に大気汚染防止法を改正（平成30年4月1日より施行）され、水銀排出施設（下表）から水銀等を大気中に排出する者は、「設置時の届出」「排出基準の遵守」「水銀濃度の測定」の義務が課されることとなった。

水俣条約の対象施設	大防法の水銀排出施設	化管法における状況	
		相当する対象業種	特別要件施設の該当
①石炭火力発電所	石炭専焼ボイラー	電気業、熱供給業	×
②産業用石炭燃焼ボイラー	大型石炭混焼ボイラー 小型石炭混焼ボイラー		
③非鉄金属製造用の製錬焙焼工程	一次施設（銅・工業金、鉛・亜鉛） 二次施設（銅・工業金、鉛・亜鉛）	非鉄金属製造業	×
④廃棄物焼却施設	廃棄物焼却炉 水銀含有汚泥等の焼却炉等	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処分量 下水道業	○
⑤セメントクリンカー製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	窯業 土石製品製造業	×



## ④移動量（廃棄物）に移行する化学物質の情報提供のあり方

### 総届出排出量・移動量の構成（平成28年度）



○法施行後、排出量は半減している一方で移動量（廃棄物）は横ばいであること、届出データのうち6割を移動量が占めていることから、移動量について化学物質としての管理の強化が必要。

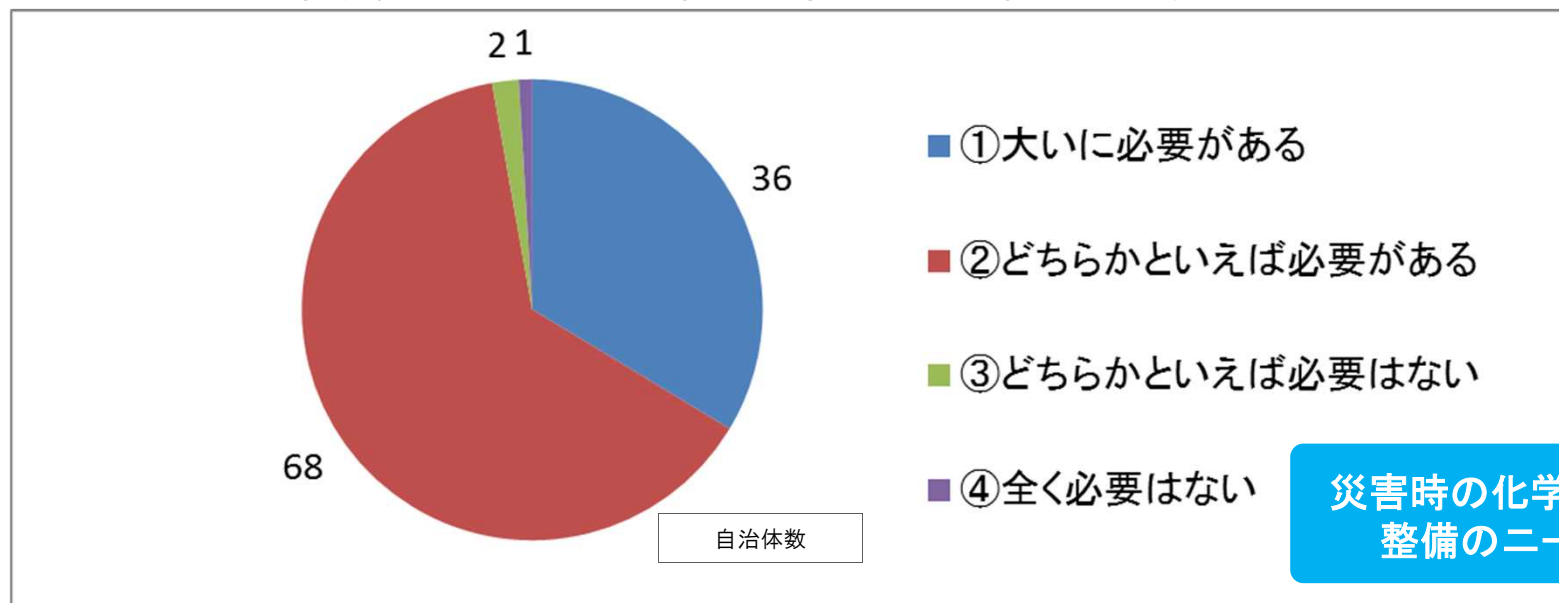
## ⑤災害対応の強化

- 災害発生時に自治体が化学物質に係る対応を行う中で、PRTRデータは一部の自治体において活用されている。
- 災害時の化学物質の漏えい等に備えて体制を整備する必要があると考える自治体は多く、PRTRデータの活用も含めた自治体ニーズへの対応が必要。

### 「災害時における化学物質対策に関する調査」概要（平成30年度、環境省）

- ✓ 調査目的：災害時の化学物質対策を検討する際の基礎調査として、自治体の対策の実施状況や今後の取組に関する意識を調査したもの
- ✓ 調査実施期間：2018年11月1日～11月12日
- ✓ 調査対象：届出経由事務を担当する地方自治体（都道府県47+政令指定都市等66＝合計113）に対して、アンケート調査により実施（うち有効回答数109件）

#### ● 災害時の化学物質の漏えい等に備えて体制を整備する必要性



災害時の化学物質の漏洩に備えた体制整備のニーズは高い（95%以上）

## 平成29年度化学物質環境実態調査結果(概要)

平成 3 1 年 1 月 2 9 日  
環境省大臣官房環境保健部環境安全課

## 1. 経緯

昭和 49 年度に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下「化審法」という。)制定時の附帯決議を踏まえ、一般環境中の既存化学物質の残留状況の把握を目的として「化学物質環境調査」が開始された。昭和 54 年度からは、「プライオリティリスト」(優先的に調査に取り組む化学物質の一覧)に基づく「化学物質環境安全性総点検調査」の枠組みが確立され、調査内容が拡充されてきたところである。

その後、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)の施行、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(以下「POPs 条約」という。)の発効等を踏まえ、平成 14 年度より調査結果を施策により有効に活用されるよう、環境省内の化学物質管理施策等を所管している部署からの要望物質を中心に調査対象物質を選定する方式に変更し、平成 18 年度からは調査体系を「初期環境調査」、「詳細環境調査」及び「モニタリング調査」として実施している。

さらに、平成 22 年度より、排出に関する情報を考慮した調査地点の選定やモニタリング調査における調査頻度等を見直した調査を実施している。

## 2. 調査の進め方

### (1) 調査対象物質の選定

調査対象物質は、各担当部署から調査要望がなされた物質について、分析法開発の可能性やリスクの観点等を考慮して絞り込みを行った後、平成 28 年度に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第 22 回)における評価等を経て選定された。

### (2) 調査内容

#### ア. 初期環境調査

環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、化管法の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際の基礎資料等とすることを目的として調査を行い、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」及び「初期環境調査及び詳細環境調査の結果に関する解析検討会」においてデータの精査、解析等が行われた。

平成 29 年度は 15 物質(群)を調査対象とした。なお、一部の物質においては、排出に関する情報を考慮した調査地点を含むものとなっている。

## イ. 詳細環境調査

化審法の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的として調査を行い、初期環境調査と同様、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」及び「初期環境調査及び詳細環境調査の結果に関する解析検討会」においてデータの精査、解析等が行われた。

平成 29 年度は 10 物質(群)を調査対象とした。なお、一部の物質においては、排出に関する情報を考慮した調査地点を含むものとなっている。

## ウ. モニタリング調査

化審法の特定化学物質等について一般環境中の残留状況を監視すること及び POPs 条約に対応するため条約対象物質等の一般環境中における残留状況の経年変化を把握することを目的として調査を行い、「化学物質環境実態調査結果精査等検討会」、「モニタリング調査の結果に関する解析検討会」及び「POPs モニタリング検討会」においてデータの精査や解析等が行われた。

平成 29 年度は、POPs 条約対象物質のうち総 PCB 等 13 物質(群)に、POPs 条約対象物質とする必要性について検討されている 1 物質を加えた 14 物質(群)を調査対象とした。

## 3. 調査結果

### ア. 初期環境調査(調査結果は別表 1 のとおり)

水質については、14 調査対象物質(群)中 6 物質(群)(*N,N*-ジシクロヘキシルアミン、ジメチルジスルフィド(別名:ジメチルジスルファン)、ナフトール類の 1-ナフトール(別名: $\alpha$ -ナフトール)及び 2-ナフトール(別名: $\beta$ -ナフトール)、ピリジン、3-メチルピリジン並びにリン酸化合物類のりん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル、りん酸ジ-*n*-ブチルフェニル及びりん酸トリフェニル)が検出された。

底質については、1 調査対象物質(フルオランテン)を調査し、検出された。

大気については、1 調査対象物質を調査し、不検出であった。

なお、調査結果には、過去の調査においては不検出で今回初めて検出された物質が含まれているが、これは検出下限値を下げて調査を行ったこと等によるものと考えられる。

## イ. 詳細環境調査(調査結果は別表 2 のとおり)

水質については、7 調査対象物質(群)全て( $\alpha$ アルキル- $\omega$ ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が 9 から 15 までで、かつ、オキシエチレンの重合度が 1 から 15 までのもの)(別名:ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 9 から 15 までで、かつ、オキシエチレンの重合度が 1 から 15 までのもの))、エチレンジアミン四酢酸及びその塩類(エチレンジアミン四酢酸として)、デシルアルコール(別名:デカノール)、トリフェニルホウ素(III)及びその化合物(トリフェニルホウ素として)、1,2,4-トリメチルベンゼン、ナフタレン並びにニトリロ三酢酸及びその塩類(ニトリロ三酢酸として))が検出された。

底質については、2 調査対象物質全て(デシルアルコール(別名:デカノール)及びナフタレン)が検出された。

大気については、3 調査対象物質(群)中 2 物質(ニトロベンゼン及びメタクリル酸)が検出された。

なお、調査結果には、過去の調査においては不検出で今回初めて検出された物質が含まれているが、これは検出下限値を下げて調査を行ったこと等によるものと考えられる。

## ウ. モニタリング調査(調査結果は別表 3-1、3-2 のとおり)

平成 29 年度のモニタリング調査は、POPs 条約発効当初からの対象物質のうちの 4 物質(群)(PCB 類、ヘキサクロロベンゼン、クロルデン類及びヘプタクロル類)及び POPs 条約発効後に対象物質に追加された物質のうちの<sup>※</sup>9 物質(群)に、POPs 条約対象物質とする必要性について検討されている 1 物質(ペルフルオロオクタン酸(PFOA))を加えた計 14 物質(群)について調査した。

※平成 29 年度調査では、同時分析の可能性及び過年度調査における検出状況等を考慮して、以下の 9 物質(群)について調査を実施した。その際、条約対象でない一部の異性体又は同族体を加えて調査を実施している。

- ・ HCH 類:  $\alpha$ HCH、 $\beta$ HCH、 $\gamma$ HCH(別名:リンデン)及び  $\delta$ HCH
- ・ ポリプロモジフェニルエーテル類(臭素数が 4 から 10 までのもの)
- ・ ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)
- ・ ペンタクロロベンゼン
- ・ 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン類:  $\alpha$ 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン、 $\beta$ 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン及び  $\gamma$ 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン
- ・ ポリ塩化ナフタレン類
- ・ ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン
- ・ ペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類: ペンタクロロフェノール及びペンタクロロアニソール
- ・ 短鎖塩素化パラフィン類

(下線は POPs 条約対象外の物質)

- ① 継続的に調査を実施している物質(PCB 類、ヘキサクロロベンゼン、クロルデン類、ヘプタクロル類、HCH類、ポリブロモジフェニルエーテル類(臭素数が4から10までのもの)、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びペンタクロロベンゼン)(統計学的手法による経年変化の解析結果は、別表3-3~3-5のとおり)

調査を行った媒体(水質、底質、生物及び大気)において、全調査対象物質(群)が検出された。なお、以下の媒体別の比較については、環境濃度の比較であり、環境リスクの比較ではない。

水質及び底質について平成14~29年度のデータの推移をみると、水質及び底質中の POPs 濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられる。水質及び底質中の濃度の地域分布を見ると、例年どおり、港湾、大都市圏沿岸の準閉鎖系海域等、人間活動の影響を受けやすい地域で相対的に高い傾向を示すものが比較的多く見られた。

生物について平成14~29年度のデータの推移をみると、生物中の POPs 濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられる。昨年度に引き続き、総 PCB 等が人口密集地帯近傍の沿岸域の魚で高めの傾向を示した。

大気について平成14~29年度のデータの推移をみると、大気中の POPs 濃度レベルは総じて横ばい又は漸減傾向にあると考えられる。

- ② その他の物質(1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン類、ポリ塩化ナフタレン類、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン、ペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類並びに短鎖塩素化パラフィン類)

調査を行った媒体(水質、底質、生物及び大気)において、全調査対象物質(群)が検出された。

#### 4. 調査結果の活用

各調査結果は、「化学物質と環境」(いわゆる「黒本」)として取りまとめ、環境中の化学物質対策における基礎情報として、調査要望元をはじめとする環境省内の化学物質対策関連部署、関係省庁及び地方公共団体等において活用される。

(別表1) 初期環境調査における検出状況(過去の調査結果を含む)

単位 水質:ng/L、底質:ng/g-dry、大気:ng/m<sup>3</sup>

物質調査番号	調査対象物質	媒体	実施年度	検出頻度		検出範囲	検出下限値	
				検体	地点			
[1]	2,3-エポキシ-1-プロパノール ※	水質	S58	0/30	0/10	nd	2,000~5,000	
			H17	0/15	0/5	nd	8.7	
			H29	0/16	0/16	nd	31	
[2]	グルタルアルデヒド ※	水質	H29	0/19	0/19	nd	60	
[3]	酢酸2-メトキシエチル (別名: エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート) ※	水質	S61	0/30	0/10	nd	700	
			H29	0/18	0/18	nd	1,400	
[4]	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	水質	S56	0/21	0/7	nd	20	
			H6	0/27	0/9	nd	60	
			H15	0/72	0/24	nd	60	
			H29	0/21	0/21	nd	22	
[5]	N,N-ジシクロヘキシルアミン ※	水質	H29	3/19	3/19	nd~37	17	
[6]	2,4-ジニトロアニリン	水質	H2	0/75	0/25	nd	1,700	
			H29	0/21	0/21	nd	150	
[7]	ジメチルジスルフィド (別名: ジメチルジスルファン) ※	水質	H29	12/17	12/17	nd~16	3.4	
[8]	ナフトール類		S52	0/6	0/2	nd	400~4,500	
	[8-1] 1-ナフトール (別名: α-ナフトール)	水質	H11	14/30	5/10	nd~49	5	
			H20	155/180	20/20	nd~9.3	0.35	
			H29	3/20	3/20	nd~2.7	2.6	
	[8-2] 2-ナフトール (別名: β-ナフトール、ベタナフトール) ※	水質	S52	0/6	0/2	nd	400~6,000	
			H11	0/36	0/12	nd	9	
H29			2/20	2/20	nd~210	2.3		
[9]	1-ニトロピレン	水質	H2	0/159	0/53	nd	10~1,000	
			H29	0/22	0/22	nd	0.18	
		大気	H2	38/46	14/15	0.0014~0.15	0.001	
			H29	0/39	0/13	nd	0.11	
[10]	2-ビニルピリジン ※	水質	H29	0/20	0/20	nd	6.1	
[11]	4-ビニル-1-シクロヘキセン ※	水質	H29	0/18	0/18	nd	47	
[12]	ピリジン ※	水質	S55	2/9	1/3	nd~400	200~1,000	
			H3	6/36	2/12	nd~200	100	
			H10	6/33	2/11	nd~410	100	
			H29	12/21	12/21	nd~2,300	19	
[13]	フルオランテン	底質	H29	62/62	21/21	2.2~2,300	0.86	
[14]	3-メチルピリジン ※	水質	H6	6/165	2/55	nd~740	200	
			H29	6/18	6/18	nd~31	12	
[15]	りん酸化合物		水質	H29	1/21	1/21	nd~1.4	0.66
	[15-1] りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル							
	[15-2] りん酸ジ-n-ブチル=フェニル	H29		2/21	2/21	nd~2.1	0.60	
	[15-3] りん酸トリフェニル ※	S50		0/100	0/20	nd	20~250	
			H29	3/18	3/18	nd~24	11	

(注)※を付した調査対象物質は、調査地点にPRTR届出排出量の多い地点の周辺も含むことを意味する。

(別表2) 詳細環境調査における検出状況(過去の調査結果を含む)

単位 水質:ng/L、底質:ng/g-dry、大気:ng/m<sup>3</sup>

物質調査番号	調査対象物質	媒体	実施年度	検出頻度		検出範囲	検出下限値
				検体	地点		
[1]	$\alpha$ -アルキル- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が9から15までで、かつ、オキシエチレンの重合度が1から15までのもの) (別名:ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル) (アルキル基の炭素数が9から15までで、かつ、オキシエチレンの重合度が1から15までのもの) ※						
	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル類						
	オキシエチレンの重合度が2から14までのもの	水質	H17	9/15	3/5	nd~1,000	※※264 注2
オキシエチレンの重合度が1から15までのもの	H29		21/25	21/25	nd~5,300	※※14 注2	
[2]	エチレンジアミン四酢酸及びその塩類(エチレンジアミン四酢酸として) ※	水質	S54	0/24	0/8	nd	10,000~20,000
			H6	6/21	3/7	nd~27,000	6,200
			H17	24/24	8/8	2,200~260,000	33
			H29	26/26	26/26	350~120,000	37
[3]	デシルアルコール (別名:デカノール) ※	水質	S54	0/27	0/9	nd	5,000~50,000
			H29	2/26	2/26	nd~13	6.2
		底質	S54	0/27	0/9	nd	300~1,000
			H29	50/71	17/24	nd~520	1.1
[4]	トリフェニルホウ素(III)及びその化合物(トリフェニルホウ素として)	水質	H29	14/25	14/25	nd~0.37	0.023
[5]	1,2,4-トリメチルベンゼン ※	水質	S51	0/20	0/5	nd	100
			H21	1/90	1/30	nd~32	31
			H29	1/23	1/23	nd~110	33
[6]	トルイジン類 ※						
	[8-1] o-トルイジン	大気	S60	0/72	0/12	nd	0.05~150
			H29	0/45	0/15	nd	1.8
	[8-2] m-トルイジン		S60	0/72	0/12	nd	0.02~100
			H29	0/45	0/15	nd	0.91
[8-3] p-トルイジン	S60	0/72	0/12	nd	0.02~50		
		H29	0/45	0/15	nd	1.4	
[7]	ナフタレン ※	水質	S51	0/20	0/5	nd	100
			H29	8/26	8/26	nd~9.5	0.11
		底質	S51	0/20	0/5	nd	10
			H29	68/68	23/23	0.58~2,400	0.34
[8]	ニトリロ三酢酸及びその塩類(ニトリロ三酢酸として) ※	水質	S55	2/36	1/12	nd~1,000	1,000
			H6	1/21	1/7	nd~5,000	5,000
			H29	26/26	26/26	50~4,500	31
[9]	ニトロベンゼン ※	大気	S61	1/73	1/12	nd~140	100
			H3	42/49	16/17	nd~160	2
			H14	15/18	5/6	nd~14	0.7
			H29	9/66	3/22	nd~140	5.4
[10]	メタクリル酸 ※	大気	H14	6/27	3/9	nd~4.6	0.77
			H29	16/51	8/17	nd~9.1	5.4

(注1) ※を付した調査対象物質は、調査地点にPRTR届出排出量の多い地点の周辺も含むことを意味する。

(注2) ※※: オキシエチレンの重合度別の検出下限値の合計値である。



(別表3-1)モニタリング調査における検出状況(水質・底質)

物質調査番号	調査対象物質	水質 (pg/L)		底質 (pg/g-dry)	
		範囲 (検出頻度)	平均値	範囲 (検出頻度)	平均値
[1]	総 PCB	nd~2,400 (46/47)	84	nd~610,000 (61/62)	4,600
[2]	HCB	2.9~180 (47/47)	12	3 ~11,000 (62/62)	82
[7]	クロルデン類				
	[7-1] <i>cis</i> -クロルデン	2~210 (47/47)	19	nd~2,800 (61/62)	47
	[7-2] <i>trans</i> -クロルデン	tr(2)~150 (47/47)	15	tr(1)~3,000 (62/62)	53
	[7-3] オキシクロルデン	nd~12 (19/47)	nd	nd~78 (41/62)	tr(1)
	[7-4] <i>cis</i> -ノナクロル	tr(0.6)~36 (47/47)	4.6	nd~1,500 (61/62)	31
	[7-5] <i>trans</i> -ノナクロル	tr(2)~120 (47/47)	13	nd~2,600 (61/62)	47
[8]	ヘプタクロル類				
	[8-1] ヘプタクロル	nd~6 (2/47)	nd	nd~40 (53/62)	1.2
	[8-2] <i>cis</i> -ヘプタクロルエポキシド	nd~83 (46/47)	4.7	nd~150 (51/62)	1.9
	[8-3] <i>trans</i> -ヘプタクロルエポキシド	nd (0/47)	nd	nd (0/62)	nd
[11]	HCH 類				
	[11-1] $\alpha$ HCH	3.7~680 (47/47)	47	1.0~1,900 (62/62)	77
	[11-2] $\beta$ HCH	12~830 (47/47)	100	5.7~3,400 (62/62)	140
	[11-3] $\gamma$ HCH (別名: リンデン)	2.1~190 (47/47)	17	tr(0.4)~1,900 (62/62)	23
	[11-4] $\delta$ HCH	tr(0.4)~690 (47/47)	8.2	tr(0.2)~1,700 (62/62)	25
[14]	ポリブロモジフェニルエーテル類(臭素数が4から10までのもの)				
	[14-1] テトラブロモジフェニルエーテル類	nd~12 (44/47)	tr(4)	nd~570 (44/62)	13
	[14-2] ペンタブロモジフェニルエーテル類	nd~8 (24/47)	nd	nd~560 (37/62)	10
	[14-3] ヘキサブロモジフェニルエーテル類	nd~tr(6) (1/47)	nd	nd~570 (44/62)	16
	[14-4] ヘプタブロモジフェニルエーテル類	nd~30 (1/47)	nd	nd~580 (36/62)	18
	[14-5] オクタブロモジフェニルエーテル類	nd~33 (22/47)	tr(2)	nd~1,900 (48/62)	38
	[14-6] ノナブロモジフェニルエーテル類	nd~460 (37/47)	17	nd~29,000 (61/62)	400
	[14-7] デカブロモジフェニルエーテル	nd~4,100 (46/47)	150	tr(27)~580,000 (62/62)	4,600
[17]	ペンタクロロベンゼン	2.0 ~140 (47/47)	8.8	1.3~2,800 (62/62)	61
[20]	総ポリ塩化ナフタレン	— —	—	tr(16)~32,000 (62/62)	630
[22]	ペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類				
	[22-1] ペンタクロロフェノール	nd~3,500 (43/47)	86	8~7,400 (62/62)	350
	[22-2] ペンタクロロアニソール	nd~1,000 (32/47)	tr(10)	nd~190 (61/62)	34

物質 調査 番号	調査対象物質	水質 (pg/L)		底質 (pg/g-dry)	
		範囲 (検出頻度)	平均値	範囲 (検出頻度)	平均値
[23]	短鎖塩素化パラフィン類				
	[23-1] 塩素化デカン類	nd~tr(1,600) (1/47)	nd	nd~17,000 (12/62)	nd
	[23-2] 塩素化ウンデカン類	nd~3,100 (13/47)	nd	nd~37,000 (19/62)	nd
	[23-3] 塩素化ドデカン類	nd~10,000 (4/47)	nd	nd~44,000 (19/62)	nd
	[23-4] 塩素化トリデカン類	nd~10,000 (7/47)	nd	nd~94,000 (18/62)	nd

(注1) 「平均値」は幾何平均値を意味する。nd (検出下限値未満) は検出下限値の1/2として算出した。

(注2) 「—」は調査対象外の媒体であることを意味する。

(注3) tr(X)は、Xの値が定量下限値未満、検出下限値以上であることを意味する。

(注4) 短鎖塩素化パラフィン類は塩素数が5から9までのものを測定の対象とした。

(別表3-2)モニタリング調査における検出状況(生物・大気)

物質調査番号	調査対象物質	生物(pg/g-wet)						大気(pg/m <sup>3</sup> )	
		貝類		魚類		鳥類		温暖期	
		範囲 (検出頻度)	平均値	範囲 (検出頻度)	平均値	範囲 (検出頻度)	平均値	範囲 (検出頻度)	平均値
[1]	総 PCB	500~19,000 (3/3)	2,500	860~160,000 (19/19)	10,000	4,000~380,000 (2/2)	39,000	26~3,300 (37/37)	120
[2]	HCB	26~99 (3/3)	41	33~1,100 (19/19)	190	230~4,900 (2/2)	1,100	73~550 (37/37)	130
[11]	HCH 類								
	[11-1] αHCH	6~32 (3/3)	15	nd~130 (18/19)	20	7~930 (2/2)	81	4.9~700 (37/37)	36
	[11-2] βHCH	21~60 (3/3)	39	4~290 (19/19)	54	300~3,500 (2/2)	1,000	0.67~59 (37/37)	4.1
	[11-3] γHCH(別名:リンデン)	tr(2)~11 (3/3)	4	nd~30 (16/19)	5.9	tr(1)~20 (2/2)	4.5	0.84~93 (37/37)	10
	[11-4] δHCH	tr(1)~3 (3/3)	tr(1.7)	nd~23 (15/19)	2.4	nd~tr(1) (1/2)	nd	nd~46 (36/37)	0.8
[14]	ポリブロモジフェニルエーテル類(臭素数が4から10までのもの)								
	[14-1] テトラブロモジフェニルエーテル類	23~200 (3/3)	47	tr(7)~360 (19/19)	80	26~660 (2/2)	130	0.06~4.1 (37/37)	0.39
	[14-2] ペンタブロモジフェニルエーテル類	tr(6)~62 (3/3)	18	nd~87 (18/19)	23	12~500 (2/2)	77	nd~3.4 (33/37)	0.11
	[14-3] ヘキサブロモジフェニルエーテル類	nd~36 (2/3)	tr(14)	nd~210 (18/19)	49	51~1,000 (2/2)	230	nd~2.1 (11/37)	nd
	[14-4] ヘプタブロモジフェニルエーテル類	nd~tr(9) (1/3)	nd	nd~55 (10/19)	tr(11)	tr(18)~440 (2/2)	89	nd~3.2 (10/37)	nd
	[14-5] オクタブロモジフェニルエーテル類	nd~tr(9) (1/3)	nd	nd~88 (9/19)	tr(9.7)	25~720 (2/2)	130	nd~5.7 (28/37)	tr(0.19)
	[14-6] ノナブロモジフェニルエーテル類	nd (0/3)	nd	nd~68 (1/19)	nd	nd (0/2)	nd	nd~40 (31/37)	0.75
	[14-7] デカブロモジフェニルエーテル	nd~tr(180) (1/3)	nd	nd~2,100 (1/19)	nd	nd (0/2)	nd	nd~140 (34/37)	4.2
[15]	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	nd~160 (2/3)	22	tr(4)~11,000 (19/19)	150	3,000~32,000 (2/2)	9,800	1.1~8.9 (37/37)	2.9
[16]	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	nd~18 (2/3)	tr(6.3)	nd~79 (12/19)	tr(6.4)	85~680 (2/2)	240	2~150 (37/37)	14
[17]	ペンタクロロベンゼン	14~22 (3/3)	18	4~170 (19/19)	29	35~470 (2/2)	130	32~200 (37/37)	71
[19]	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン類								
	[19-1] α1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	86~430 (3/3)	190	tr(9)~7,800 (19/19)	140	50~2,200 (2/2)	330	nd~3.3 (36/37)	0.53
	[19-2] β1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	nd~36 (1/3)	tr(9)	nd~tr(12) (2/19)	nd	nd (0/2)	nd	nd~0.8 (33/37)	tr(0.2)
	[19-3] γ1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	tr(20)~200 (3/3)	49	nd~120 (12/19)	tr(16)	nd~tr(18) (1/2)	tr(9)	nd~0.8 (20/37)	tr(0.1)
[20]	総ポリ塩化ナフタレン	nd~1,400 (2/3)	46	nd~360 (17/19)	32	tr(18)~460 (2/2)	91	7~920 (37/37)	110
[21]	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	— —	—	— —	—	— —	—	1,100~23,000 (37/37)	4,200
[22]	ペンタクロロフェノール並びにその塩及びエステル類								
	[22-1] ペンタクロロフェノール	nd~tr(35) (1/3)	nd	nd~110 (14/19)	tr(15)	300~11,000 (2/2)	1,800	0.7~33 (37/37)	4.6
	[22-2] ペンタクロロアニソール	tr(2)~36 (3/3)	6	tr(1)~120 (19/19)	6.7	11~47 (2/2)	23	6~210 (37/37)	34

物質 調査 番号	調査対象物質	生物 (pg/g-wet)						大気 (pg/m <sup>3</sup> )	
		貝類		魚類		鳥類		温暖期	
		範囲 (検出頻度)	平均値	範囲 (検出頻度)	平均値	範囲 (検出頻度)	平均値	範囲 (検出頻度)	平均値
[23]	短鎖塩素化パラフィン類								
	[23-1] 塩素化デカン類	nd~1,800 (2/3)	670	nd~2,100 (16/19)	tr(410)	nd~1,600 (1/2)	tr(400)	70~1,500 (37/37)	370
	[23-2] 塩素化ウンデカン類	tr(300)~ 11,000 (3/3)	2,200	nd~24,000 (16/19)	1,900	800~31,000 (2/2)	5,000	90~2,300 (37/37)	500
	[23-3] 塩素化ドデカン類	1,300~4,700 (3/3)	2,000	nd~19,000 (18/19)	2,100	1,200~25,000 (2/2)	5,500	30~730 (37/37)	190
	[23-4] 塩素化トリデカン類	tr(300)~ 3,100 (3/3)	870	nd~4,100 (8/19)	tr(290)	nd~8,100 (1/2)	900	nd~1,600 (35/37)	150

(注1) 「平均値」は幾何平均値を意味する。nd(検出下限値未満)は検出下限値の1/2として算出した。

(注2) 「—」は調査対象外の媒体であることを意味する。

(注3) tr(X)は、Xの値が定量下限値未満、検出下限値以上であることを意味する。

(注4) ヘキサクロロブタ-1,3-ジエンの大気については3検体/地点の測定を行っており、範囲は全ての検体における最小値から最大値の範囲で示し、検出頻度は全測定地点に対して検出した地点数で示した。

(注5) 短鎖塩素化パラフィン類のうち、生物においては塩素数が5から9までのものを測定の対象とし、大気において塩素化デカン類は塩素数が4から6までのものを、塩素化ウンデカン類、塩素化ドデカン類及び塩素化トリデカン類は塩素数が4から7までのものを測定の対象とした。

また、短鎖塩素化パラフィン類の結果は、測定法に様々な課題がある中での試行において得られた暫定的な値である。

(別表3-3)平成14年度から平成29年度における経年分析結果(水質)

物質調査番号	調査対象物質	水質				
		河川域	湖沼域	河口域	海域	
[1]	総 PCB	↓	↓	↓	—	
[2]	HCB	↓	↓	—	↘	
[7]	クロルデン類					
	[7-1] <i>cis</i> -クロルデン	↓	↓	—	↓	
	[7-2] <i>trans</i> -クロルデン	—	—	—	—	
	[7-3] オキシクロルデン	X	↘	X	X	
	[7-4] <i>cis</i> -ノナクロル	—	—	—	—	
	[7-5] <i>trans</i> -ノナクロル	—	↓	—	—	
[8]	ヘプタクロル類					
	[8-1] ヘプタクロル	X	X	X	↘	
	[8-2] <i>cis</i> -ヘプタクロルエポキシド	↓	↓	—	—	
	[8-3] <i>trans</i> -ヘプタクロルエポキシド	X	X	X	X	
[11]	HCH 類					
	[11-1] αHCH	↓	—	—	—	
	[11-2] βHCH	↓	—	↓	↓	
	[11-3] γHCH(別名:リンデン)	↓	↓	↓	↓	
	[11-4] δHCH	—*	—	—	—*	X
[14]	ポリブロモジフェニルエーテル類					
	[14-1]テトラブロモジフェニルエーテル類	X	X	X	—	X
	[14-2]ペンタブロモジフェニルエーテル類	↘	↘	X	—	X
	[14-3]ヘキサブロモジフェニルエーテル類	X	X	X	X	X
	[14-4]ヘプタブロモジフェニルエーテル類	X	X	X	X	X
	[14-5]オクタブロモジフェニルエーテル類	X	X	X	—	X
	[14-6]ノナブロモジフェニルエーテル類	—*	—*	X	—	X
	[14-7]デカブロモジフェニルエーテル類	—*	—*	X	—	X
[17]	ペンタクロロベンゼン	—	—	—	—	

(注1) 経年分析は、単回帰分析等の統計的手法を用いて実施した(以下の表においても同様)。

(注2) 表中で用いた記号はそれぞれ次の内容を意味する(以下の表においても同様)。

- ↓ : 経年的な減少傾向が統計的に有意と判定されたもの
- ↘ : 調査期間の後期で得られた結果が前期と比べ低値であることが示唆されたもの
- : 経年的な増加・減少傾向及び調査期間前期と後期との差について確認されないもの
- ↗ : 調査期間における低濃度地点数の増加傾向が統計的に有意と判定され、濃度の減少傾向が示唆されたもの
- X : 「不検出値(nd)が半数を超えて存在する年度がある」又は「測定地点数が少ない」ために本分析法により経年分析を行うことが妥当ではないと判断されたもの
- \* : ブートストラップ法において調査期間前期と後期との差が確認されないもの

(注3) ポリブロモジフェニルエーテル類は平成21年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果を、ペンタクロロベンゼンは平成22年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果をそれぞれ記載している。

(別表3-4)平成14年度から平成29年度における経年分析結果(底質)

物質調査番号	調査対象物質	底質				
		河川域	湖沼域	河口域	海域	
[1]	総 PCB	↓	↓	—	—	↓
[2]	HCB	↓	↓	—	—	—
[7]	クロルデン類					
	[7-1] <i>cis</i> -クロルデン	↓	↓	—	↓	↓
	[7-2] <i>trans</i> -クロルデン	↓	↓	—	↓	↓
	[7-3] オキシクロルデン	┘	—	X	—*	X
	[7-4] <i>cis</i> -ノナクロル	↓	↓	—	↓	↓
	[7-5] <i>trans</i> -ノナクロル	↓	↓	—	↓	↓
[8]	ヘプタクロル類					
	[8-1] ヘプタクロル	↓	↓	X	┘	X
	[8-2] <i>cis</i> -ヘプタクロルエポキシド	┘	┘	—*	—	X
	[8-3] <i>trans</i> -ヘプタクロルエポキシド	X	X	X	X	X
[11]	HCH 類					
	[11-1] $\alpha$ HCH	↓	↓	—	—	—
	[11-2] $\beta$ HCH	—	—	—	↓	—
	[11-3] $\gamma$ HCH(別名:リンデン)	↓	↓	—	—	↓
	[11-4] $\delta$ HCH	↓	—	—	↓	↓
[14]	ポリブロモジフェニルエーテル類					
	[14-1]テトラブロモジフェニルエーテル類	┘	↓	—	—*	—
	[14-2]ペンタブロモジフェニルエーテル類	—	X	—	—	—
	[14-3]ヘキサブロモジフェニルエーテル類	┘	X	—	—	—
	[14-4]ヘプタブロモジフェニルエーテル類	—*	X	—*	—	—
	[14-5]オクタブロモジフェニルエーテル類	┘	X	—	—	—
	[14-6]ノナブロモジフェニルエーテル類	—	┘	—	—	—
	[14-7]デカブロモジフェニルエーテル類	—	—	—	—	—
[17]	ペンタクロロベンゼン	—	—	—	—	—

(注)ポリブロモジフェニルエーテル類は平成21年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果を、ペンタクロロベンゼンは平成22年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果をそれぞれ記載している。

(別表3-5)平成14年度から平成29年度における経年分析結果(生物及び大気)

物質 調査 番号	調査対象物質	生物		大気
		貝類	魚類	温暖期
[1]	総 PCB	↓	—	↓
[2]	HCB	—	—	—
[11]	HCH 類			
	[11-1] αHCH	↓	—	—
	[11-2] βHCH	—	—	↓
	[11-3] γHCH(別名:リンデン)	↓	┘	↓
	[11-4] δHCH	X	┘	—
[14]	ポリブロモジフェニルエーテル類			
	[14-1]テトラブロモジフェニルエーテル類	↓	—	↓
	[14-2]ペンタブロモジフェニルエーテル類	—	—	X
	[14-3]ヘキサブロモジフェニルエーテル類	X	—	X
	[14-4]ヘプタブロモジフェニルエーテル類	X	X	X
	[14-5]オクタブロモジフェニルエーテル類	X	X	X
	[14-6]ノナブロモジフェニルエーテル類	X	X	X
	[14-7]デカブロモジフェニルエーテル類	X	X	X
[15]	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	X	—	↓
[16]	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	X	X	—
[17]	ペンタクロロベンゼン	X	— *	—

(注1) 鳥類の平成25年度以降における結果は、調査地点及び調査対象生物を変更したことから、平成24年度までの結果と継続性がないため統計的な分析の対象外とした。

(注2) 生物のうち、ポリブロモジフェニルエーテル類は平成20年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果を、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は平成21年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果を、ペンタクロロベンゼンは平成22年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果をそれぞれ記載している。

(注3) 大気のうち、HCH類及びポリブロモジフェニルエーテル類は平成21年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果を、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びは平成22年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果を、ペンタクロロベンゼンは平成19年度以降の調査結果に基づく経年分析の結果をそれぞれ記載している。

平成 30 年度化学物質環境実態調査結果精査等検討会

(敬称略)

	劔持 堅志	岡山理科大学非常勤講師
	櫻井 健郎	国立環境研究所環境計測研究センターリスク管理戦略研究室長
	柴田 康行	国立環境研究所環境計測研究センターフェロー
座長	白石 寛明	国立環境研究所環境リスク・健康研究センター客員研究員
	鈴木 茂	中部大学応用生物学部環境生物科学科教授
	飛石 和大	福岡県保健環境研究所環境科学部廃棄物課専門研究員
	福嶋 実	相愛大学人間発達学部非常勤講師
	松村 千里	公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター安全科学科研究主幹

平成 30 年度初期環境調査及び詳細環境調査の結果に関する解析検討会

(敬称略)

	門上希和夫	北九州市立大学環境技術研究所特命教授
	白石 寛明	国立環境研究所環境リスク・健康研究センター客員研究員
	菅谷 芳雄	国立環境研究所環境リスク・健康研究センター客員研究員
	鈴木 茂	中部大学応用生物学部環境生物科学科教授
	鈴木 規之	国立環境研究所環境リスク・健康研究センター長
	田原るり子	北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センター環境保全部化学物質グループ主査
座長	中杉 修身	元上智大学大学院地球環境学研究科教授
	中野 武	大阪大学環境安全研究管理センター招へい教授

平成 30 年度モニタリング調査の結果に関する解析検討会

(敬称略)

	川村 裕二	岩手県環境保健研究センター環境科学部長
	櫻井 健郎	国立環境研究所環境計測研究センターリスク管理戦略研究室長
	柴田 康行	国立環境研究所環境計測研究センターフェロー
座長	白石 寛明	国立環境研究所環境リスク・健康研究センター客員研究員
	田中 博之	水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所環境保全研究センター研究員
	仲井 邦彦	東北大学大学院医学系研究科環境遺伝医学総合研究センター教授
	松本 幸雄	一般社団法人国際環境研究協会特別研究員



平成 30 年度 POPs モニタリング検討会

(敬称略)

	井口 泰泉	横浜市立大学特任教授
	門上希和夫	北九州市立大学環境技術研究所特命教授
	田中 博之	水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所環境保全研究センター 研究員
	出口 智広	公益財団法人山階鳥類研究所保全研究室室長
	仲井 邦彦	東北大学大学院医学系研究科環境遺伝医学総合研究センター教 授
	中杉 修身	元上智大学大学院地球環境学研究科教授
	中野 武	大阪大学環境安全研究管理センター招へい教授
	吉永 淳	東洋大学生命科学部応用生物科学科教授
事務局	柴田 康行	国立環境研究所環境計測研究センターフェロー

# 化学物質管理に係る最近の国際動向 について

平成31年1月29日(火)

環境省大臣官房環境保健部  
環境安全課

# SAICM及びポストSAICM

## SAICM・・・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (Strategic Approach to International Chemicals Management)

- ・2020年目標※を達成するために、2006年の第1回国際化学物質管理会議 (ICCM1 : International Conference on Chemicals Management)で採択。
- ・多様な分野・主体による自主的な取組。

※ 2020年目標 : 2020年までに化学物質が人の健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにする。

## ポストSAICM(2020年以降の枠組)に関する議論

ICCM4(2015年)にて、ICCM5(2020年)までの会期間プロセスに関する決議が採択。

- ・2020年以降の化学物質及び廃棄物管理の適正管理に係る「勧告」の取りまとめ。  
⇒ ICCM5に提出され、議論・採択される見込み。
- ・すべての主体に「オープン」なプロセス。
- ・会期間プロセスは、ブラジル及びカナダの共同議長により進行。

# ICCM5へ向けた会期間プロセスのタイムテーブル

2017

- ・第1回会期間会合(2月@ブラジル・ブラジリア)

2018

- ・地域会合(1-2月)
- ・第2回会期間会合(3月@スウェーデン・ストックホルム)

2019

- ・第3回公開作業部会(OEWG3)  
(4月@ウルグアイ・モンテビデオ)

- ・第3回会期間会合

2020

- ・地域会合(P)
- ・第4回会期間会合(P)

- ・第5回国際化学物質管理会議(ICCM5)  
(10月@ドイツ・ボン)

- ・ 共同議長による交渉用文書
- ・ 「第三者独立評価報告書」
- ・ 第2次世界化学物質アウトルック  
(GCO II : Global Chemicals Outlook II)

- ・ SAICMの総括
- ・ 次期枠組の採択

# 共同議長による交渉用文書の概要

---

## 1. イントロダクション

## 2. ビジョン

## 3. スコープ

多様な分野(環境、経済、社会、保健、農業、労働等)、及び多様な主体(政府、政府間組織、市民団体、産業界、アカデミア等)による「化学物質及び廃棄物管理」。

## 4. 原則及びアプローチ

2030アジェンダ、SAICMDバイ宣言等、既存の国際的な宣言や条約を参照。

## 5. 戦略的目標及びターゲット

- ・ 化学物質管理システムを構築・実施し、ライフサイクルを通じた化学物質及び廃棄物による被害を最小化又は予防すること。
- ・ 化学物質及び廃棄物管理は「持続可能な開発」にも資するとの認識を共有し、取組の加速やパートナーシップを形成すること。

## 6. 組織的事項

## 7. 実施支援メカニズム

国、地域、国家間組織(WHO、ILO等)、国際条約との協力、専門家組織の設立の検討。

## 8. 資金

化学物質及び廃棄物分野の「主流化」による資金導入、民間部門の貢献、地球環境ファシリテイ(GEF : Global Environment Facility)等の外部資金の活用。

# OECD 第58回化学品委員会及び化学品・農薬・バイオ技術作業部会 合同会合(JM : Joint Meeting)

(1) 日程・場所 2018年11月6日(火)～8日(木) フランス・パリ

## (2) 結果概要

### ➤ 相互データ受入れ(MAD)制度及び試験評価統合アプローチ(IATA)について

OECDは試験法の統一等を通じて、各国での動物実験データ等の相互受け入れ(MAD)を進めている。一方で、動物実験をできるだけ行わないという各国等の方針を受け、データだけでなく評価結果も統合すべきとの方針を打ち出しつつあるところ、これらに関して意見交換が行われた。

### ➤ 化学物質の観点からの持続可能なプラスチック設計

2018年5月に開催されたOECD環境グローバルフォーラムでの議論に基づき、OECDにおけるプラスチックに関する将来の活動に関して議論が行われた。

### ➤ 環境グローバルフォーラム; 「化学物質の適正管理」(2020年開催予定)

2020年にOECDの主催で開催される環境グローバルフォーラムの全体議題として、「化学物質の適正管理」を取り上げる旨の提案が支持された。特にICCM5が2020年10月に開催されることに鑑みSAICM事務局との連携の必要性が指摘された。

### ➤ 化学事故の予防、準備及び対処に関するOECD法的文書(決定、勧告)の更新

OECDにて過去に策定された化学事故に関する4つの法的文書(決定、勧告)に関して、1つの文書に統合するほか、適宜「勧告」を「決定」に格上げするなどについて検討し、2020年末の理事会採択を目指す作業計画が承認された。

# ストックホルム条約(POPs条約)第9回締約国会議(予定)

## 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)

- 毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質(POPs : Persistent Organic Pollutants)から人の健康及び環境の保護を図ることが目的。
- 2004年5月に発効(日本は2002年8月締結)。2018年12月現在、181ヶ国とEUが締結。

## 次回締約国会議(COP9)

- 開催日時 : 2019年4月29日 ~ 5月10日
- 開催地 : ジュネーブ(スイス)  
※ バーゼル条約COP14、ロッテルダム条約COP9と合同で開催。

## 主な議題(予定)

### (1) 条約対象物質への追加

#### ① ジコホル [主な用途 : 殺虫剤]

- ・ 廃絶対象物質(附属書A)への追加について、POPRC13で議論され、COPに勧告することを決定。

#### ② ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質 [主な用途 : 界面活性剤等]

- ・ 廃絶対象物質(附属書A)への追加について、POPRC14で議論され、COPに勧告することを決定。  
※ 医薬品製造のためのペルフルオロオクタンヨード、既に搭載されている泡消火薬剤の使用は適用除外

### (2) その他

#### ○ ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩等 [主な用途 : 半導体のエッチング剤等]

- ・ POPs条約の対象物質として、2010年8月に発効(附属書B:制限)。
- ・ 「認めることのできる目的」及び「個別の適用除外」の見直しについて、POPRC14で議論され、COPに勧告することを決定。

化学物質の環境リスク初期評価（第17次とりまとめ）の結果について

平成31年1月29日

環境省大臣官房環境保健部 環境安全課環境リスク評価室

1. 対象物質

化学物質の環境リスク初期評価第17次とりまとめ（平成30年12月27日公表）においては、健康リスクと生態リスクの双方を対象とした環境リスク初期評価について13物質、追加的に実施した生態リスク初期評価について4物質、それぞれ取りまとめた。

2. 結果

①環境リスク初期評価（健康リスクと生態リスクの双方を対象）

対象とした13物質の環境リスク初期評価の結果を、今後の対応の観点から整理をすると、以下のとおり。

今回の第17次とりまとめにより、これまでに275物質の環境リスク初期評価が取りまとめられたことになる。

評価結果	健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補	【0物質】	【0物質】
B. 更なる関連情報の収集が必要	<p>【6物質】</p> <p><u>吸入曝露（一般環境大気）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3-クロロ-2-メチル-1-プロペン*</li> <li>・ヘキサメチレンジアミン*</li> <li>・メタクリル酸2,3-エポキシプロピル*</li> </ul> <p><u>経口曝露</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジエチレングリコール*</li> <li>・3,3'-ジメチルベンジジン*</li> <li>・ピペラジン*</li> </ul>	<p>【2物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピペラジン*</li> <li>・ヘキサメチレンジアミン*</li> </ul>
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い	<p>【7物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6-アセチル-1,1,2,4,4,7-ヘキサメチルテトラリン</li> <li>・2-イミダゾリジンチオン</li> <li>・ジフェニルジスルファン</li> <li>・3,3'-ジメトキシベンジジン</li> <li>・2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール</li> <li>・ヘキサメチレンテトラミン</li> <li>・ベンゾフェノン</li> </ul>	<p>【10物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6-アセチル-1,1,2,4,4,7-ヘキサメチルテトラリン</li> <li>・2-イミダゾリジンチオン</li> <li>・ジエチレングリコール</li> <li>・ジフェニルジスルファン</li> <li>・3,3'-ジメチルベンジジン</li> <li>・3,3'-ジメトキシベンジジン</li> <li>・2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘキサメチレンテトラミン</li> <li>・ベンゾフェノン</li> <li>・メタクリル酸2,3-エポキシプロピル</li> </ul>
--	--	--

注) 3-クロロ-2-メチル-1-プロペンについては、生態リスク初期評価は未実施。

\*既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。すなわち、ガイドラインに従い算出されたMOEや過剰発生率、PEC/PNEC比では「現時点では更なる作業の必要性は低い」又は「リスクの判定はできない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。

## ②追加的に実施した生態リスク初期評価

対象とした4物質の生態リスク初期評価結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおり。

今回の第17次とりまとめにより、環境リスク初期評価の275物質に加え、これまでに94物質の生態リスク初期評価が取りまとめられたことになる。

評価結果	生態リスク初期評価
A. 詳細な評価を行う候補	【0物質】
B. 更なる関連情報の収集が必要	【4物質】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジクロロ酢酸*</li> <li>・トリクロロ酢酸*</li> <li>・ブロモホルム*</li> <li>・ロキシスロマイシン</li> </ul>
C. 現時点では更なる作業の必要性は低い	【0物質】

\*既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。すなわち、ガイドラインに従い算出されPEC/PNEC比では「現時点では更なる作業の必要性は低い」又は「リスクの判定はできない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。

## 3. 関係部局等との連携

○「関連情報の収集が必要」とされた化学物質については、個々の評価の内容を踏まえて関係部局との連携等を確保し、環境中の存在状況や有害性に係る知見等の充実を図ることとしている。

※なお、「詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、規制当局である関係部局、自治体等へ評価結果の情報提供を行い、緊密な連携を図ることにより、各主体における取組（例：詳細なリスク評価の実施、環境調査の実施、より詳細な毒性情報の収集等）への活用を求めるとしているが、今回の取りまとめにおいては該当する物質はなかった。

# 子供の健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について

平成31年 1月29日

環境省大臣官房環境保健部  
環境安全課環境リスク評価室

# 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

## 背景・目的

人々を取り巻く社会環境、生活環境は大きく変わってきており、それにともない、環境の汚染や変化が人の健康などに悪影響を及ぼす可能性（＝環境リスク）が増大しているのではないかと懸念があり、本事業を通して、特に国内外で大きな関心を集めている、子どもの成長・発達にもたらす影響について明らかにする。

## 事業概要

子どもの健康に与える環境要因を明らかにするため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査として、参加者（妊婦）の母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票による追跡調査を行う。

平成31年度は、子どもの成長過程における化学物質曝露を評価するための「学童期検査」を開始するとともに、正しく化学物質リスクをさげ、リスクと上手に向き合う社会を目指すため、「地域の子育て世代との対話事業」を実施する。

## 事業目的・概要等

## 事業スキーム

### 環境省

- ・ 予算の確保
- ・ 環境政策の検討
- ・ 各省との連携
- ・ 国際連携

### コアセンター（国立環境研究所）

- ・ 調査実施の中心機関
- ・ データシステムの運営
- ・ 試料の保存分析、精度管理
- ・ ユニットセンター管理・支援

### ユニットセンター（全国15地域の大学等）

- ・ 参加者のリクルートと13歳に達するまでの追跡
- ・ 生体試料の採取、質問票調査の実施

### メディカルサポートセンター（国立成育医療研究センター）

- ・ 調査における医学的支援

## 期待される効果

子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境等の環境要因が明らかになる。それらを活用した、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価、化学物質の規制強化などリスク管理が推進され、次世代育成に係る健やかな環境が実現される。

## イメージ



- ・ 化学物質等の測定、分析
- ・ 生体試料の長期保存 等



- ・ 遺伝要因、生活習慣要因、社会要因等と併せて統計分析

### 妊娠初期・中期

- ・ インフォームドコンセント
- ・ 妊婦血液、尿の採取
- ・ 質問票調査



### 出産時

- ・ 母の血液・毛髪、父の血液の採取
- ・ 出生児の健康状態を確認
- ・ ろ紙血（出生児）の採
- ・ 臍帯血の採取



### 1ヶ月時

- ・ 赤ちゃんの毛髪の採取
- ・ 母乳の採取



### 13歳の誕生日まで

- ・ 質問票調査（半年ごと）
- ・ 面接調査（数年ごと）
- ・ 環境試料の採取





- **現参加者率（子ども）：約95%**
- **生体試料数：約450万検体（血液、尿等）**
- **解析状況：妊娠期の母親2万人分の重金属濃度の測定が完了  
出生時の質問票調査のデータとの関係を鋭意解析中**
- **これまでの成果（例）**
  1. **妊娠中の魚摂取と抑うつ状態**

妊娠中後期において、魚をあまり摂取していない妊婦よりも多く摂取している妊婦のほうが「抑うつ状態」にあることが少ないことがわかった。
  2. **重金属と早産**

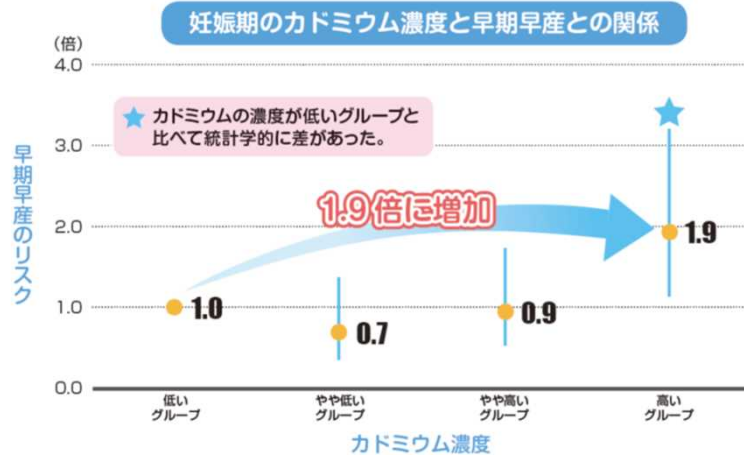
妊婦の血中カドミウム濃度が最も高い群は最も低い群と比較して、早期早産の頻度が1.9倍高いことがわかった。
- **社会への還元**
  - ・ シンポジウム（一般向け）
  - ・ 国際シンポジウム
  - ・ G7富山環境大臣（H28年5月）など

※長期的かつ大規模な疫学調査が高く評価された。



# 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の成果 （第8回エコチル調査シンポジウム発表より）

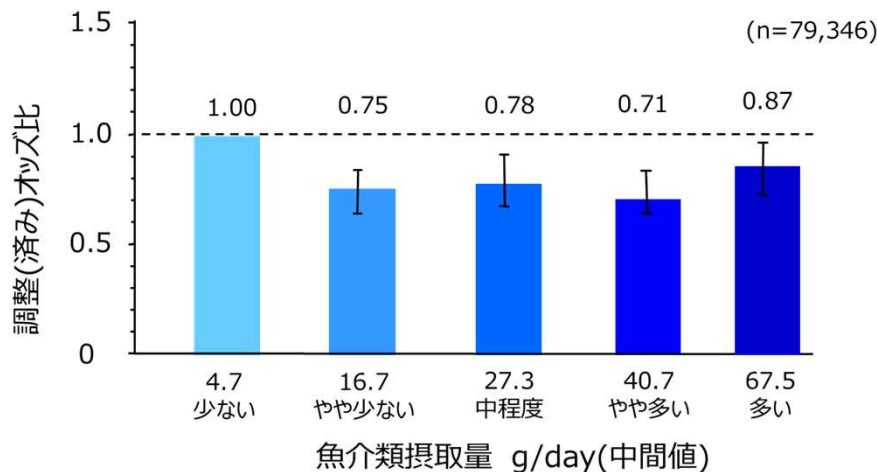
○妊婦の血中カドミウム濃度が最も高い群は最も低い群と比較して、早期早産の頻度が1.9倍高いことがわかりました。



★カドミウムの濃度が低いグループと比べて統計学的に差があった。  
●基準グループ(カドミウム濃度の低いグループ)の早期早産のリスクを1.0とした時に、比較したグループで早期早産のリスクが何倍に増加したかを示しています。  
●グラフ中の縦線は95%信頼区間(95%の確率で真の値が存在する範囲)を示しています。

Tsuji et al. Environ Res 2018; 166: 562-569.

○妊娠中後期での魚介類摂取量がやや少ない～多い群では、最も少ない群と比べて抑うつリスク低下と関連していた。



下記の14個の因子で補正

年齢、カロリー、出産歴、出産前BMI、教育歴、世帯収入、婚姻状況、アルコール摂取状況、喫煙状況、つわりの有無、身体活動強度、不安障害の既往、うつ病の既往、就労の有無

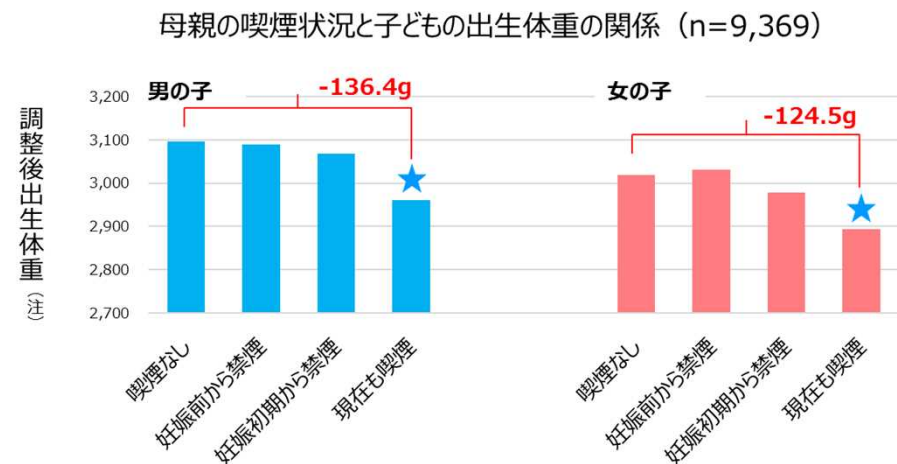
Hamazaki et al. J Psychiatr Res 98 :9-16, 2018

○母親の血中カドミウム及び鉛と妊娠糖尿病との関連を調べた結果、両者には関連が認められませんでした。

	妊娠糖尿病		p値
	なし (n=16,616)	あり (n=339)	
カドミウム濃度 (ng/g)	0.677 (1.58)	0.697 (1.57)	0.257
鉛濃度 (ng/g)	6.05 (1.42)	6.13 (1.45)	0.703

Oguri et al. International Archives of Occupational and Environmental Health  
<https://doi.org/10.1007/s00420-018-1367-7>

○妊娠中にたばこを吸うと出生体重が小さくなる。しかし妊娠前、妊娠初期に禁煙すれば、その影響はかなり回避できる。



★統計学的に意味のある差がありました。

(注) 調整後出生体重は、最小2乗法により共変量(父親の喫煙状況、世帯収入、出生順位、妊娠高血圧症候群、糖尿病/妊娠糖尿病、母親の妊娠前体重・妊娠中の体重増加、出産時の年齢、および妊娠期間)の調整を行い、推定。

Suzuki et al. (2016) Journal of Epidemiology, doi:10.2188/jea.JE20150185. 3





子どもの健康と環境に関する全国調査

第8回 **エコチル調査** シンポジウム



■ファシリテーター：  
毛利 亮子 氏（日本科学未来館 科学コミュニケーター）

**基調講演**  
「エコチル調査」の今後の展望  
大矢 幸弘 氏  
（エコチル調査メディカルサポートセンター長）

**特別講演**  
子育てで大切なこと  
榊原 洋一 氏  
お茶の水女子大学名誉教授／小児科医

**パネルディスカッション**  
安心して子育てできる社会へ

■コーディネーター：  
山縣 然太郎 氏（エコチル調査甲信ユニットセンター長）

■パネリスト：  
榊原 洋一 氏  
くわばたりえ 氏（お笑いコンビ「クワバタオハラ」）  
大矢 幸弘 氏

**日時** 2019年1月19日 **土**  
13:30～16:00（開場13:00）

**会場** 日本科学未来館  
7階 未来館ホール

**アクセス**

- ・新交通ゆりかもめ「船の科学館駅」下車徒歩約5分  
または「テレコムセンター駅」下車徒歩約4分
- ・東京臨海高速鉄道りんかい線  
「東京テレポート駅」下車徒歩約15分
- ・都営バス「日本科学未来館前」  
下車徒歩約1分



**入場無料**   **定員300名**   **託児あり**

参加をご希望の方は裏面をご覧ください。  
※要事前登録

その他、日本公衆衛生学会（郡山、H30年10月）において国際シンポジウムを開催。  
また、平成29年度には、学会での発表88件、講演会での発表31件、イベント等169件（動員人数41,199人）、新聞掲載65件、テレビ・ラジオ等での報道13件、雑誌掲載13件であった。

# 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

## （うち、地域の子育て世代との対話事業）

### イメージ

小児を取り巻く環境と健康影響について未解明な点が多い現状

子育て世代の不安の解消

- ① 子育て世代の悩み・不安に沿った形で基本情報をわかりやすくまとめ提供
- ② 加えて、化学物質のリスクと上手に向き合うため、自分の関心に引きつけ、受け止める機会を増やす

### 子育て世代と地域の関係者と双方向性の対話（本事業）

#### ①パンフレットやQ&A等対話の基本情報

基本情報を活用し地域で実践例を創出



- ✓ 対話の内容
  - ・化学物質のリスクとの向き合い方や暮らし方について実践上の課題や方法等
- ✓ 対話の場・機会の例
  - ・妊娠期に母親学級・父親学級で
  - ・ママ友とサークル等で子育ての悩みとともに など

#### ②効果的な対話の実践に向けた事例集・ガイドライン

- ✓ 実践例を生かして、全国へ対話の拡大

### 安全・安心な子育て環境の実現

- ✓ 化学物質のリスクと上手に向き合う
- ✓ みんなで支える子育て世代（地域循環共生圏）

### 背景・目的

- ✓ 化学物質の利用は生活を豊かにするため、質量ともに増えているが、子どもの健康影響については未解明な点が多い。エコチル調査では、この点について科学的に研究を推進
- ✓ これから、エコチル調査の研究成果として学術雑誌での掲載が増えていく見通し（将来的には、化学物質管理等での活用も期待）
- ✓ 一方で、子育て世代は身の回り物に含まれる化学物質に漠然とした不安を抱えている。リスクに関してネット・TV・雑誌で報道されるが、判断に悩む例は少なくない。正しくわかりやすい情報提供が必要
- ✓ さらに、自分の関心に引き付け受け止め、暮らしの中で上手に向き合うための施策が必要
- ✓ 子育て世代と関係者が化学物質のリスクについて向き合うことが可能な機会を広げるため、本事業を行う

### 事業目的・概要等

### 事業概要

- ① 基本情報として、化学物質やその健康影響の一般的な内容を伝えるパンフレットや、エコチル調査の研究成果をわかりやすく伝えるQ&A等の素材を作成し、提供
- ② 子育て世代と、地域での双方向性の対話を通じ、化学物質のリスクとの上手な向き合い方の実践活動を促進。実践例は事例集・ガイドライン化し、全国展開

事業スキーム 環境省 → 事業者

### 期待される効果

- ✓ 子育て世代が、化学物質のリスクと上手に向き合うことが可能（正しくリスクを低減する行動等）
- ✓ 「子育て世代」同士や医療、行政、科学学習等の関係者が化学物質のリスクについて対話し、寄り添い支え合う地域環境（地域循環共生圏）

## 水銀に関する水俣条約締約国会議第2回会合（COP2）の結果について

平成31年1月29日

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

### 1. 概要

昨年11月19日（月）から23日（金）まで、スイス・ジュネーブにおいて「水銀に関する水俣条約第2回締約国会議」（COP2）が開催された。会合には、140を超える国や地域から約900名が参加した。

### 2. 結果

条約実施に係る詳細ルールや事務局の組織体制等の運営に関する事項について、事務レベルでの議論が行われ、「水銀の暫定的保管に係るガイドライン」が採択されるなど、条約の詳細ルールづくりが進展した。

我が国は、欧州連合や米国と共同で3本の決議案を提出するなど、国際的なルール作りに積極的に貢献した。また、条約の運営を主導するビューロー会合（COPの理事会に相当）のアジア・太平洋地域の代表として、ヨルダンとともに会合の円滑な実施に貢献した。

#### （1）水銀の環境上適正な暫定的保管に関するガイドライン

専門家による検討をふまえたガイドライン案について議論が行われ、一部を修正し、採択された。ガイドラインは、水銀の、保管容器の仕様、保管場所の選定等、使用を目的として一時的に保管する際に配慮すべき事項についてとりまとめている。

#### （2）水銀廃棄物の閾値

条約上の水銀廃棄物の対象範囲について、①条約上の水銀廃棄物の3つの区分のうち「水銀汚染物」についての閾値濃度の議論を優先的に実施すること、②「廃金属水銀等」及び「水銀使用製品廃棄物」については該当する廃棄物の種類の一覧を作成するとともに濃度を用いる閾値設定の妥当性についても議論すること、等に合意。

また、COP3に向けて、会期間中に専門家会議を設置し、議論を進めることが決定した。これらの議論を充実したものにするため、我が国は追加的な資金的支援を表明した。

#### （3）条約の有効性評価

条約の有効性評価に必要な評価指標等の設定について、専門家による会期間検討の報告をふまえ議論が行われた。さらなる情報収集と検討を行うため、COP3に向けて引き続き会期間作業を行うことが決定した。



#### (4) 汚染された場所の管理に関する手引き

条約事務局が専門家と協力してまとめた手引案については、COP3での採択に向けて、条約事務局が追加的な情報収集を行い、改めて専門家から意見を聴取することが決まった。

#### (5) 水銀の放出源の特定に関する手引き

水銀の水及び土壌への放出源の特定とその目録の作成に関し、専門家グループを設立して作業を開始することが決まった。

#### (6) 運営に係る事項

- ・水俣条約事務局をスイス・ジュネーブに置くこと、及び廃棄物・化学物質3条約事務局等との協力・調整の下、独立の事務局として運営されることが正式に決まった。
- ・条約の資金メカニズム（地球環境ファシリティ及び能力形成及び技術援助を支援する特定の国際的な計画（SIP））について、条約の規定にもとづきレビューを進めることで合意した。また、SIPについては、手続き規則及びプロジェクト審査のガイダンスが作成され、最初のプロジェクトが承認されたことが報告された。
- ・水俣条約事務局予算について、2019年の支出見込みに比べて不足する分については、2018年からの持ち越し予算を充当することが決まった。また、各締約国の拠出額については、2019年当初時点での締約国で分担するよう再配分することが決まった。

### 3. 関連イベント

- (1) 会合期間中、日本の水銀対策や分析技術を紹介したポスター、水俣市、水俣高校等と連携した情報発信に関する展示、水俣市関係者からのCOP2に向けたメッセージの放映等を行った。
- (2) 我が国は、世界水銀パートナーシップ、水銀モニタリング、野外焼却からの水銀排出のイベント等に参加し、日本の水銀対策に関する最先端の取組等を紹介した。
- (3) COP2に先立ち、11月18日（日）に世界水銀パートナーシップ第9回アドバイザリ会合が開催され、我が国がリードする水銀廃棄物分野について、進捗報告を行った。

### 4. 今後の予定

第3回締約国会議は、2019年11月にスイス・ジュネーブにて開催される予定。

# 平成 29 年度 水銀汚染防止法に基づく 水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源の管理に関する報告について

平成 31 年 1 月 29 日

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

## 1. 背景

水銀汚染防止法は、水銀のライフサイクル全体を包括的に規制する水俣条約の的確な実施を確保するため、水銀及び水銀化合物（以下「水銀等」という。）を貯蔵する者及び水銀含有再生資源を管理する者に対し、水銀等による環境の汚染を防止するために適正な措置を講じることを求めている。

水銀等の貯蔵者に対しては、水銀等が飛散・流出しないようにする等の「水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針<sup>1</sup>」を勘案した措置の実施と、貯蔵の状況に関する報告書の主務大臣への定期報告を求めている。

また、水銀含有再生資源の管理者に対しては、水銀含有再生資源が飛散・流出しないようにする等の「水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針<sup>2</sup>」を勘案した措置の実施と、管理の状況に関する報告書の主務大臣への定期報告を求めている。

## 2. 報告制度の概要

### （1）水銀等の貯蔵に関する報告

水銀等の種類ごとに一年度において事業所ごとに貯蔵した水銀等の最大量が 30 kg 以上である場合には、水銀汚染防止法第 22 条に基づき、事業所ごとに貯蔵の状況に関する報告書を翌年度の 6 月末までに主務大臣に提出する必要がある。

### （2）水銀含有再生資源の管理に関する報告

一年度において水銀含有再生資源の保管等の管理を行った場合（管理を外部に委託した場合を含む。）には、水銀汚染防止法第 24 条に基づき、事業所ごとに管理の状況に関する報告書を翌年度の 6 月末までに主務大臣に提出する必要がある。

## 3. 平成 29 年度の報告結果

水銀汚染防止法施行後初めての報告となる平成 29 年度の結果概要は以下のとおり。なお、当該報告の対象期間は、法律の施行日（平成 29 年 8 月 16 日）から平成 30 年 3 月 31 日までである。

<sup>1</sup>（平成 27 年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）

<sup>2</sup>（平成 27 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第 1 号）

## (1) 水銀等の貯蔵

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で 81 事業所、報告された水銀等の年度末貯蔵量は 46,844.8kg であった。

水銀等の種類別では、水銀に関する報告が 80 件、硫化水銀に関する報告が 2 件であった。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）に関する貯蔵の報告はなかった。

なお、水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所のうち、自らにおいて水銀を使用している事業所（使用者）からの報告件数は 67 件（82.7%）、平成 29 年度の年度末貯蔵量は 10,410.4 kg（22.2%）であった。水銀の使用者の貯蔵の目的は、「灯台」、「研究・調査」、「環境分析等」、「製品製造」、「その他」に分類される。（表 1 参照）

また、水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置の実施についても確認した。

【表 1 水銀の使用者の貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量】

貯蔵の目的	灯台	研究・調査	環境分析等	製品製造	その他	合計
報告件（件）	36 (53.7%)	7 (10.5%)	10 (14.9%)	13 (19.4%)	1 (1.5%)	67 (100%)
貯蔵量（kg）	2,782.2 (26.7%)	1,467.2 (14.1%)	3,747.8 (36%)	2,175.2 (20.9%)	238.0 (2.3%)	10,410.4 (100%)

## (2) 水銀含有再生資源の管理

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で 333 事業所であった。

また、報告された水銀含有再生資源は「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム」、「分析用途で使用された水銀」及び「酸化銀電池」の 4 種類であった。

水銀含有再生資源の種類別報告件数及び年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の種類別の内訳は、表 2 のとおりである。

また、水銀含有再生資源を環境上適正に管理するための措置の実施についても確認した。

【表 2 水銀含有再生資源の管理に関する種類別の報告件数及び年度末における管理量】

		非鉄金属製錬 スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途で 使用された水銀	酸化銀電池	合計
報告件数（件）		8 (2.4%)	299 (89.3%)	17 (5.1%)	11 (3.3%)	335 (100%)
年度末 管理量 (kg)	湿重量	242,727	63.8	212.3	5,175	248,178.1
	乾重量	—	612.9	22	—	634.9

注釈： パーセンテージの合算値は四捨五入の関係で 100%にならない場合がある。

事業所によって複数の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と水銀含有再生資源の報告件数の合計値は異なっている。

# 東京電力福島第一原子力発電所事故による 放射線に係る住民の 健康管理・健康不安対策について

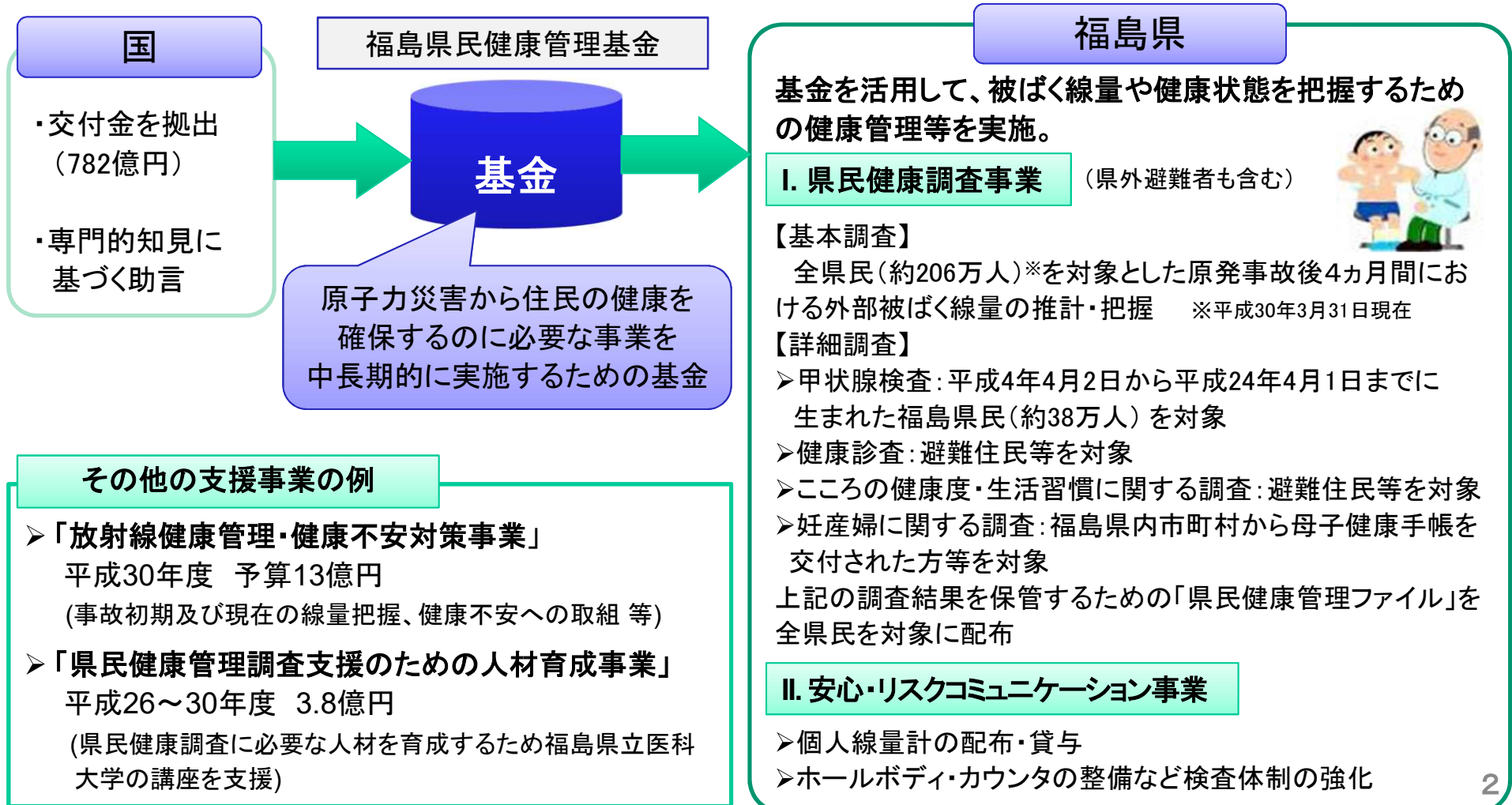
平成31年1月29日

環境省大臣官房環境保健部  
放射線健康管理担当参事官室

# 1. 放射線に係る住民の健康管理

# 福島県における住民の健康管理等に係る取組

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の健康影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。
- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に対して、国は交付金(782億円)を拠出。このほか、福島県立医科大学に「放射線医学県民健康管理センター」を建設・整備するための予算を措置(平成24年度予備費:60億円)するなど、全面的に県を支援。

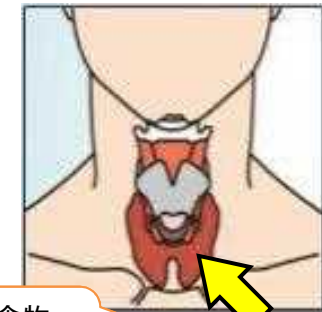


# 県民健康調査「甲状腺検査」

## (1) 目的

○チェルノブイリ原発事故では事故の4～5年後に小児甲状腺がんの発生が報告されたため、子どもたちの甲状腺への放射線の影響が心配されている。

○そのため、福島県は県民健康調査の一環として、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守ることを目的に甲状腺検査を実施。



内分泌臓器の一つ。食物中のヨウ素から、甲状腺ホルモンを作る。

甲状腺

## (2) 対象者 事故当時に概ね18歳以下だった全県民等

検査実施状況 ※	先行検査 (検査1回目) (平成23～27年4月) (平成30年3月末分まで)	本格検査 (検査2回目) (平成26～27年度) (平成30年3月末分まで)	本格検査 (検査3回目) (平成28～29年度) (平成30年9月末分まで)	本格検査 (検査4回目) (平成30～31年度) (平成30年9月末分まで)	本格検査 (25歳の節目の検査) (平成29年度) (平成30年9月末分まで)
検査対象者数	367,637人	381,244人	336,669人	293,865人	22,653人
一次検査受診者数	300,472人	270,540人	217,526人	41,537人	2,005人
悪性ないし悪性疑い (がん/悪性疑い/良性)	<b>116</b> ( 101 / 14 / 1 )	<b>71</b> ( 52 / 19 / 0 )	<b>18</b> ( 13 / 5 / 0 )	- ( - / - / - )	<b>2</b> ( 0 / 0 / 0 )

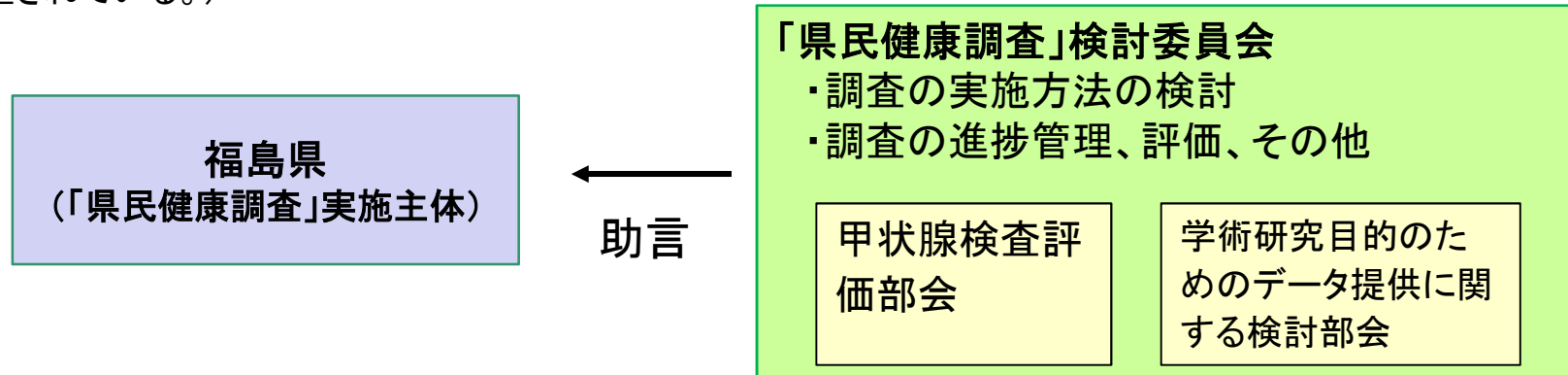
悪性ないし悪性疑い : 207名  
手術の結果がん確定 : 166名

※ 第33回「県民健康調査」検討委員会 公表資料時点(平成30年9月末)  
検査1回目と検査2回目は確定値。  
検査3回目、検査4回目、節目の検査は実施中のため暫定値。

## 福島県「県民健康調査」検討委員会の概要

- 福島県が実施する「県民健康調査」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康調査」検討委員会が設置されている。

(その他、甲状腺検査の評価等を行う甲状腺検査評価部会、データ提供に関する議論を行うデータ提供部会が設置されている。)



- 福島県「県民健康調査」検討委員会の中間とりまとめ（平成28年3月）では、「甲状腺検査」の先行検査（検査1回目）について、以下の通り評価。

これまで(※)に発見された甲状腺がんについては、以下の点から総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと評価する。

- ・被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいこと
- ・被ばくからがん発見までの期間が概ね1年から4年と短いこと
- ・事故当時5歳以下からの発見はないこと
- ・地域別の発見率に大きな差がないこと

(※)先行検査

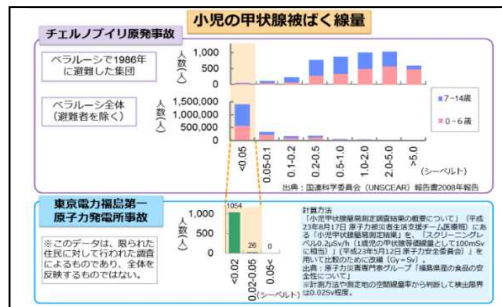


# 環境省の専門家会議(※)中間とりまとめ(平成26年12月)の甲状腺検査の評価

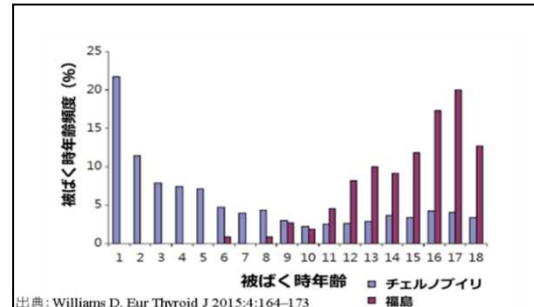
「先行検査」で発見された甲状腺がんについて、以下の点を考慮すると、**原発事故由来のものであることを積極的に示唆する根拠は現時点では認められない。**

- i) 今回の原発事故後の住民における甲状腺の被ばく線量は、チェルノブイリ事故後の線量よりも低いと評価。(参考1)
- ii) チェルノブイリ事故で甲状腺がんの増加が報告されたのは事故から4~5年後のことであり、「先行検査」で甲状腺がんが認められた時期とは異なる。
- iii) チェルノブイリ事故で甲状腺がんの増加が報告されたのは主に事故時に乳幼児であった子どもであり、「先行検査」で甲状腺がん又は疑いとされている者に、乳幼児はいない。(参考2)
- iv) 一次検査の結果は、対象とした母集団の数は少ないものの三県調査の結果と比較して大きく異なるものではなかった。(参考3)
- v) 成人に対する検診として甲状腺超音波検査を行うと、罹患率の10~50倍程度の甲状腺がんが発見される。

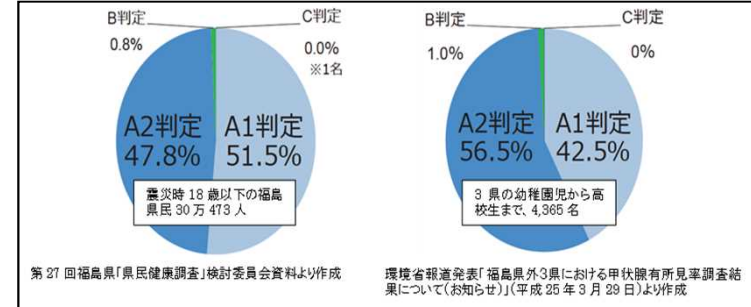
(参考1)チェルノブイリと福島の甲状腺がんの被ばく線量の違い



(参考2)チェルノブイリと福島の甲状腺がんの被ばく時年齢分布



(参考3)福島県の甲状腺検査(先行検査)と三県調査との比較



## 国連科学委員会(※1)の2013年福島原発事故報告書(平成26年4月公表)

- 福島第一原発事故後の甲状腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、**福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない。**(2013)
- 福島県の県民健康調査で**既に観察されていた相当量の症例(がんを含む)は、放射線の影響ではなく、集団検診の感度による可能性が高い**とみなされた。(2013※2)

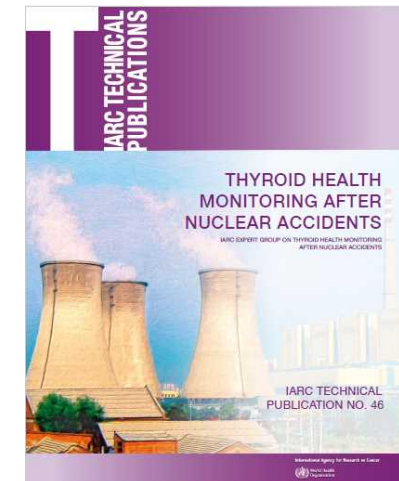
※1 原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)

※2 UNSCEAR2017年白書より作成

# WHO国際がん研究機関、国際専門家グループによる 「原子力事故後の甲状腺健康モニタリングについてのレポート」

## (1) 経緯

平成29年4月にWHOの専門機関である国際がん研究機関(International Agency for Research on Cancer:IARC)が、「原子力事故後の甲状腺モニタリングの長期戦略に関する国際専門家グループを設置し、各国政策担当者及び医療関係者に対し放射線被ばくの影響に係る科学的な情報提供と助言を行う」とし、関係各国の協力を求めた。環境省は、その主旨に賛同し財政的な支援を行っている。平成30年9月にレポートが公表された。



## (2) レポートの概要

原子力事故時に甲状腺超音波検査を実施する際の原則を提示するため、甲状腺がんの疫学、臨床等に関する最新の知見がまとめられている。レポートは、過去の原子力事故後に実施されてきた甲状腺検査を評価等するものではない。レポートでは以下二つの提言がされている。

### 【提言内容】

- ①原子力事故後に甲状腺集団スクリーニングを実施することは推奨しない。
- ②原子力事故後、よりリスクの高い個人(すなわち、胎児期または小児期または思春期に100～500mGy以上の甲状腺線量を被ばくした者)に対して長期の甲状腺モニタリングプログラムの提供を検討すること。

なお、②の詳細説明に、「甲状腺がんについて不安を抱く低リスクの個人の中には、安心を求めて甲状腺検査を受ける者もいるだろう。低リスクの個人が、甲状腺検査の潜在的な利益と不利益について詳細な説明を受けた上で、甲状腺検査を希望するならば、整備された甲状腺モニタリングプログラムの枠組みの中で甲状腺検査の機会を与えられるべきである。」との補足あり。

## 2. 放射線に係る住民の健康不安対策

# 放射線に係る住民の健康不安対策の取組

## 相談員や自治体職員の活動を支援するため

### ① 住民がふるさとに戻った時の暮らしの手引きの作成



専門家や住民、相談員等が協力し、**住民目線**で、「**疑問や不安を解決・納得するための考え方や参考情報(助言やヒント)**」をまとめた冊子『暮らしの手引き(専門家に聞いた放射線30のヒント)』を作成。

### ② 相談員支援センター



住民を身近で支える相談員等のための「**放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター**」において、自治体や相談員等からのニーズ収集、ニーズを踏まえた**研修会、専門家派遣等**を実施。

### ③ 人材の育成



**放射線に関する住民の健康不安や悩み相談に対応する人材の育成のため**、保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等を対象に、自治体のニーズに合わせた**研修を全国で実施**。

## 住民の放射線に関する理解を手伝うため

### ④ 住民の理解増進



**福島県及び福島近隣県の住民を対象**に放射線の基礎知識や健康影響等について講話する**住民セミナー**を開催。また、**少人数での意見交換会(車座集会)**を開催し、双方向のコミュニケーションを基調とした場を設けている。

### ⑤ 被ばく線量把握事業

**帰還した住民の希望者**に、個人線量計により外部被ばく線量を把握していただくとともに、ホールボディカウンタで内部被ばく線量の測定を行い、**帰還地での個人の被ばく線量を把握**していただき、**健康影響に関する説明**を行うことで不安軽減を図る。



## 全国に正しい情報を発信していくため

### ⑥ 正確な情報発信

様々なリスクコミュニケーション活動に資する、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の情報等を横断的に集約した**統一的な基礎資料**を作成、毎年度更新。また、府省庁、自治体等のウェブサイトのコンテンツを週1回更新。これらを「**放射線の健康影響に関するポータルサイト**」に掲載。





# 相談員支援センターの活動に関連する近況報告

## 「特定復興再生拠点区域」における放射線防護対策について

- ◆ 「帰還困難区域」においても居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」について、昨年11月までに除染・インフラ整備が開始。2022年～2023年春までの避難指示解除を目指し、まちづくりが進められている。
- ◆ 昨年12月、「特定復興再生区域」の避難指示解除と帰還・居住に向けた方針が決定された。（原子力災害対策本部）
- ◆ 放射線防護対策については、「特定復興再生拠点区域」は、「帰還困難区域」として立入りが厳しく制限されていた区域であることから、**個人線量管理、被ばく線量低減、相談対応等を強化。**

### ① 帰宅準備やまちづくりを進める段階

- ・ 詳細な線量マップの提示
- ・ 代表的な行動パターンの被ばく線量推計値提示 等

### ② 特定復興再生拠点区域内で生活が始まる段階

- ・ 生活パターンごとの被ばく線量データ把握・提示
- ・ データ、生活実態に基づく相談対応 等

- ◆ 国から提示するデータ量が増えるため、**より丁寧な相談対応が必要。**
- ◆ 自治体の相談体制を**相談員支援センターが支援する取組を、特定復興再生拠点区域にも拡大。**

## 相談員支援センターの活動について(例)

### ○ 相談員合同ワークショップ(8月)

- ・ 放射線相談員、生活支援相談員、自治体職員が参加
- ・ ふくしま心のケアセンターとも連携



### ○ 自治体職員研修(11月、12月)

- ・ 今春に避難指示解除を予定している大熊町で職員研修を実施。



### ○ 車座意見交換会(11月)

- ・ 子育て世代を対象に、放射線の基礎や食品・調理など身近なテーマで車座意見交換会を実施。



# 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料(英文版)の作成

(これまでの取組)

正確な情報発信や、様々なリスクコミュニケーション活動への一助とするため、放射線に関する科学的知見や関係省庁等の取組等を横断的に集約した統一的な基礎資料を作成(平成26年2月初版発行)、毎年度改訂。

○上下巻の二分冊。上巻では、放射線の基礎知識と健康影響、下巻では省庁等の取組を横断的に掲載。

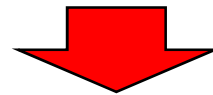
○Webで公開するとともに、人材の育成を目的とした研修事業において、教材として活用。



平成29年度版

環境省Webサイトにて公表

<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/h29kisoshiryo/h29kisoshiryohtml.html>



加えて、外国人にも正しい情報を発信していくため、英文版を作成。  
(平成31年1月下旬～2月頃公表予定)

## <主なターゲット>

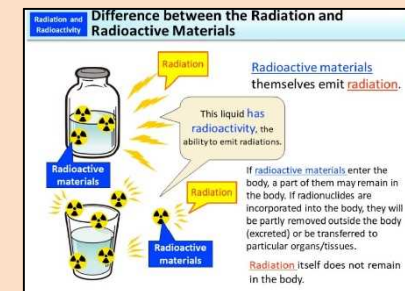
- 国内に居住する外国人
- 海外に居住し事故に関心を持つ外国人
- 海外で放射線関係の業務に従事する外国人

## <発信の工夫>

- 外国人対応の多い団体や観光業者、国際学会や国内専門機関が開催する研修への参加者等にWebサイトを紹介、冊子・DVD・パンフレットを配布予定。
- 日本語版の英訳に加え、専門性が強く十分に理解されない語句の意味等を説明する用語集も作成し掲載。

## <伝える内容>

- 日本語版と同様  
(放射線の基礎知識と健康影響、復興への取組と現状)



## 中央環境審議会関係法令等

1. 環境基本法（抜粋） .....	1
2. 中央環境審議会令 .....	1
3. 中央環境審議会議事運営規則 .....	4
4. 中央環境審議会の運営方針について .....	8

## 一 環境基本法（抜粋）

（中央環境審議会）

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## 二 中央環境審議会令

（所掌事務）

第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第四十一条第二項及び第三項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十三条第三項及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。



(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第四条第三項の規定は、部会長に準用する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会に準用する。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち次に掲げるものについて、委員及び臨時委員を補佐する。
  - 一 環境基本法第四十一条第二項第一号に掲げる事務
  - 二 環境基本法第四十一条第二項第二号に掲げる事務のうち環境の保全に関する基本的事項に係るもの
- 4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境省大臣官房総務課において処理する。

(雑則)

第十条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

- 附則
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
  - 2 中央公害対策審議会令（昭和四十二年政令第三百五十号）は、廃止する。

# 中央環境審議会議事運営規則

## (会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある臨時委員に通知するものとする。

## (会長)

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

## (専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べるができる。

## (部会)

第四条 審議会に、次に掲げる九部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 循環型社会部会
- 三 環境保健部会
- 四 地球環境部会
- 五 大気・騒音振動部会
- 六 水環境部会
- 七 土壌農薬部会
- 八 自然環境部会
- 九 動物愛護部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

## (諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

## (部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。

3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

## (準用規定)

第七条 第一条から第三条(第二条第二項を除く。)までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

- 第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
  - 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
  - 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
  - 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

- 第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

- 第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。
- 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則（平成十三年一月十五日）

(施行期日)

- 第一条 この規則は、平成十三年一月十五日から施行する。

附 則（平成十八年三月十三日）

(施行期日)

- 第一条 この規則は、平成十八年三月十三日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月十九日）

(施行期日)

- 第一条 この規則は、平成二十五年一月六日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この規則の施行前に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会にされたものは循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会にされたものは環境保健部会に、瀬戸内海部会にされたものは水環境部会に対してされた付議とみなす。
- 2 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康判定部会又は瀬戸内海部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項

の専門委員会は、施行日に、廃棄物・リサイクル部会又は循環型計画部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあつては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に置かれた小委員会にあつては環境保健部会に、瀬戸内海部会に置かれた専門委員会にあつては水環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

- 3 この規定の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第六条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会に属する専門委員にあつては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に属する専門委員にあつては環境保健部会に、瀬戸内海部会に属する専門委員（既に水環境部会に属する専門委員として指名されている者を除く。）にあつては水環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会、石綿健康判定部会の小委員会又は瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員にあつては循環型社会部会の小委員会又は専門委員会に、石綿健康判定部会の小委員会に属する専門委員にあつては環境保健部会の小委員会に、瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員にあつては水環境部会の専門委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成二十五年二月十四日）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十五年二月十四日から施行する。

（経過措置）

- 第二条 この規則の施行前に大気環境部会、騒音振動部会及び野生生物部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、大気環境部会又は騒音振動部会にされたものは大気・騒音振動部会に、野生生物部会にされたものは自然環境部会に対してされた付議とみなす。
- 2 この規則の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、大気環境部会又は騒音振動部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあつては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に置かれた小委員会にあつては自然環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。
- 3 この規定の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第六条第二項の規定により大気環境部会又は騒音振動部会に属する専門委員にあつては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に属する専門委員にあつては自然環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会、騒音振動部会の専門委員会又は野生生物部会の小委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員及び騒音振動部会の専門委員会に属する専門委員にあつては大気環境・騒音振動部会の小委員会又は専門委員会に、野生生物部会の小委員会に属する専門委員にあつては自然環境部会の小委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	一 環境基本計画に関すること。 二 環境の保全に係る重要な事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く）。
循環型社会部会	一 廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。 二 循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。
環境保健部会	一 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項に関すること。 二 化学物質対策、石綿による健康被害の救済その他環境保健に係る重要な事項に関すること。
地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。
大気・騒音振動部会	一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 四 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 五 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	一 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 三 瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。
土壌農薬部会	一 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関すること。
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 自然公園に係る重要な事項に関すること。 三 野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。
動物愛護部会	動物の愛護及び管理に係る重要な事項に関すること。

## 中央環境審議会の運営方針について

平成13年 1月15日  
 (一部改正) 平成18年 3月13日  
 (一部改正) 平成24年11月19日  
 総 会 決 定

事 項	
<p>1 会議の公開及び出席者について</p> <p>(1) 会議の公開について</p> <p>(2) 代理出席について</p> <p>(3) 関係行政機関の職員の出席について</p>	<p>① 総会については、原則として公開するものとし、その他の部会については、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。</p> <p>② 会長又は部会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。</p> <p style="text-align: center;">代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）並びに専門委員には、事務局が資料を送付するなどして、会議の状況を伝える。</p> <p style="text-align: center;">ただし、会議が必要と認めた場合には、欠席する委員等又専門委員の代理の者を説明員として出席させることができる。</p> <p>① 審議案件の事務局である省庁の職員は、会議に出席することができる。</p> <p>② 上記以外の行政機関の職員の出席については、その官職、氏名を明らかにし、議長の承認を得るものとする。</p>
<p>2 会議録等について</p> <p>(1) 会議録の内容について</p> <p>(2) 会議録の配布について</p>	<p>① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。その詳しさの程度は、各会議において決める。</p> <p>② 会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員の了承を得るものとする。</p> <p>① 会議録は、当該会議の構成員に配布するものとする。</p> <p>② その他の委員等には、当該会議においてあらかじめ定められた範</p>

	<p>困及び方法で会議録を配布するものとする。</p>
<p>(3) 会議録及び議事要旨の公開について</p>	<p>① 公開した会議の会議録(部会が公開を認めた会議録を含む。)は、公開するものとする。</p> <p>② 総会及び全ての部会の会議については、議事要旨を公開するものとする。なお、議事要旨の公開は、会議終了後、部会長等が記者会見を行い、その記者会見概要を作成し、公開することをもって代えることができるものとする。</p> <p>③ 公開した会議の会議録及び議事要旨は、環境省の閲覧窓口に備え付けるものとする。</p>
<p>3 一般の意見の反映について</p>	<p>① 一般の意見については、それをよく聴くように努めるものとする。</p> <p>② 一般の意見を聴く場合の具体的な実施方法は、それぞれの会議において定める。</p> <p>③ 必要と認められる場合、審議途中で中間報告を出し、それに対する一般の意見をその後の審議に反映させる方法を採用するものとする。</p>
<p>4 総会と部会との関係等について</p>	<p>① 総会は、年1回以上開催する。</p> <p>② 会長が必要と認めた場合のほか、委員の3分の1以上の者から審議事項を示して総会の開催の請求があった場合は、会長はこれを召集するものとする。</p> <p>③ 委員は、その所属部会以外の審議する案件について、会長を経て意見を提出することができる。</p> <p>④ 会長は、部会長を指名するに当たっては、当該部会の委員の意見を尊重するものとする。</p> <p>⑤ 各部会は、小委員会又は専門委員会に審議を附託するに当たっては、審議事項の範囲を明確にするものとする。また、部会長は、原則として小委員長及び専門委員長を兼任しないものとする。</p> <p>⑥ 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について適当な部会を指定して調査審議させることができる。</p>
<p>5 委員等及び専門委員の構成等について</p>	
<p>(1) 委員等の構成等について</p>	<p>① 会長は、委員等の構成について、必要に応じ、審議会の意見を具申するものとする。</p> <p>② 委員の部会への所属は委員の希望を参考として、会長が決め</p>



<p>(2) 専門委員の構成について</p>	<p>る。</p> <p>① 専門委員長は、当該専門委員の構成について必要に応じ意見具申をするものとする。</p> <p>② 審議案件と直接的な利害関係を有する企業に所属する者は、専門委員としないことを原則とする。</p>
<p>6 環境への配慮について</p>	<p>① 会議にあたっては、会議資料として配布する紙の枚数を必要最低限とする等環境への負荷を削減するよう努める。</p> <p>② 環境への配慮に関し必要な事項は、会長が定めることができるものとする。</p>
<p>7 その他</p>	<p>上記のほか、会議、会議録及び議事要旨の公開に関し必要な事項は、会長又は部会長が定めることができるものとする。</p>

## 中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について

平成 13 年 2 月 9 日環境保健部会決定  
平成 14 年 6 月 11 日一部改定  
平成 14 年 9 月 13 日一部改定  
平成 18 年 2 月 10 日一部改定  
平成 19 年 10 月 17 日一部改定  
平成 21 年 10 月 28 日一部改正  
平成 23 年 2 月 25 日一部改正  
平成 25 年 6 月 28 日一部改正  
平成 26 年 4 月 18 日一部改正  
平成 28 年 1 月 14 日一部改正  
平成 28 年 4 月 25 日一部改正  
平成 28 年 7 月 26 日一部改正

中央環境審議会議事運営規則(平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)に基づき、環境保健部会に置く小委員会及び専門委員会について、次のとおり決定する。

## 1. 化学物質審査小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「化学物質審査小委員会」を置く。
- (2) 化学物質審査小委員会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 41 条の規定に基づく新規化学物質に係る判定等その他同法に基づく個別の化学物質の審査及び規制に係る重要な事項に関する調査審議を行う。
- (3) 化学物質審査小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

## 2. 化学物質対策小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「化学物質対策小委員会」を置く。
- (2) 化学物質対策小委員会は、今後の化学物質対策の在り方について調査審議を行う。
- (3) 化学物質対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

## 3. 石綿健康被害救済小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「石綿健康被害救済小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害救済小委員会は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済制度に関する事項(石綿健康被害判定小委員会の所掌に係るものを除く。)について調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害救済小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

#### 4. 石綿健康被害判定小委員会

- (1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「石綿健康被害判定小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害判定小委員会は、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定の調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害判定小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

#### 5. 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会

- (1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「水銀に関する水俣条約対応検討小委員会」を置く。
- (2) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会は、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係るものを除く。）についての審議を行う。
- (3) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会は、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画についての審議を行う。
- (4) 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

#### 6. 化学物質評価専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「化学物質評価専門委員会」を置く。
- (2) 化学物質評価専門委員会は、化学物質環境安全性総点検調査その他化学物質の環境リスク評価に係る重要な事項に関する調査を行う。
- (3) 化学物質評価専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

# 環境保健部の2019年度予算（案）の概要

参考資料3

（単位：百万円）

事 項	平成30年度 予 算 額	2019年度 予 算（案）額	対前年度 増 減 額	備 考
<b>一般会計＋エネルギー特会</b>	33,267	33,118	△ 148	対前年度 99.55%
（一般会計）	32,768	32,702	△ 66	対前年度 99.80%
（エネルギー特会）	498	416	△ 82	対前年度 83.56%
<b>○ 水俣病問題をはじめとする公害健康被害者対策等</b>	23,227	21,942	△ 1,285	対前年度 94.47%
<b>【主な予算】</b>				
・ 水俣病総合対策関係経費	11,224	11,207	△ 18	
・ 水俣病対策地方債償還費	1,278	0	△ 1,278	
・ 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	232	186	△ 47	
・ 環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査）	178	176	△ 2	
・ 自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付	7,361	7,279	△ 82	
・ 公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,052	1,075	24	
<b>○ 化学物質対策等</b>	7,831	9,070	1,239	対前年度 115.83%
<b>【主な予算】</b>				
・ 化学物質緊急安全点検調査費	254	248	△ 6	
・ 化学物質環境実態調査費及びPRTR制度運用・データ活用事業	514	560	45	
うち、化学物質環境実態調査費	326	368	42	
うち、PRTR制度運用・データ活用事業	188	192	3	
・ 環境汚染等健康影響基礎調査費	201	226	25	
・ 水銀に関する水俣条約実施推進事業	293	319	26	
・ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）	5,054	5,905	851	(項) 国立研究開発法人国立環境研究所運営費を含む
うち、地域の子育て世代との対話事業(新規)	-	49	49	
・ 熱中症対策推進事業	62	139	76	
うち、熱中症予防対策ガイダンス策定事業(新規)	-	75	75	
<b>○ 原子力被災者の健康管理・健康不安対策</b>	2,209	2,106	△ 103	対前年度 95.35%
<b>【主な予算】</b>				
・ 放射線健康管理・健康不安対策事業費	1,300	1,331	31	
・ 放射線健康管理支援交付金	373	332	△ 41	
・ 住民の個人被ばく線量把握事業（エネ特（電促勘定））	398	325	△ 74	